

第3期斑鳩町 子ども・子育て支援事業計画 (令和7年度～11年度)

子育て応援宣言のまち！
斑鳩町



令和7年3月

斑 鳩 町



親と子の笑顔きらめく

子育て応援のまちづくりをめざして

斑鳩町では、「子ども・子育て支援新制度」にもとづき、「斑鳩町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、第1期計画（平成27年度～令和元年度）と第2期計画（令和2年度～令和6年度）をとおして、地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が効率的かつ効果的に提供されるよう、さまざまな施策を計画的・総合的に推進してきました。

令和5年には、すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、こども基本法が施行されるとともに、子ども家庭庁が発足しました。

また、「こどもまんなかアクション」により、国を中心に、子どもや子育て中の方々が気兼ねなく、さまざまな制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など、さまざまな場で、すべての人が子どもや子育て中の人を応援する取り組みが進められています。

「第3期斑鳩町子ども・子育て支援事業計画」では、基本方針1として「子どもの権利と安全が守られるまち」を掲げ、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの視点で、子どもをとりまく環境を視野に入れ、子どもの権利を尊重するまちづくりを進めてまいります。

また、第2期計画を継承して、悠久の歴史により培われてきた郷土・斑鳩を次代の子どもたちに責任を持って引き継ぐことができるよう、和のころのもと、町民のみなさまと共に、「親と子の笑顔きらめく 子育て応援のまちづくり」をめざしてまいります。

おわりに、この計画策定にあたりご審議いただきました斑鳩町子ども・子育て会議委員のみなさまをはじめ、貴重なご意見をいただきました町民のみなさまに心より感謝を申し上げます。

令和7年3月

斑鳩町長

中西 和夫

「親と子の笑顔きらめく子育て応援のまちづくり」の実現

『斑鳩町子育て応援宣言』は、『斑鳩町子ども・子育て支援事業計画』の基本理念に掲げる「親と子の笑顔きらめく子育て応援のまちづくり」の実現に向け、子どもの育ちを支え、子育てを応援するまちづくりを推進する基本姿勢について明確にして内外に発信するため宣言するものです。

斑鳩町子育て応援宣言

子どもたちは、その一人ひとりがそれぞれに個性や能力、夢を持ったかけがえのない存在であり、未来の希望です。

この子どもたちが、心豊かで健やかに成長することは、町民すべての願いであり、大人の責任です。

そのため、斑鳩町は、「このまちで子どもを産みたい、育てたい。そして、いつまでもこのまちで暮らしたい。」と誰もが実感できるまちをめざし、町民一人ひとりが子どもたちを見守りながら、育むとともに、家庭、地域、事業者及び行政が力を合わせて子育てを応援するため、ここに「斑鳩町子育て応援宣言」を行います。

平成 29 年 6 月 21 日 奈良県斑鳩町

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の対象	4
 第2章 子どもと子育て家庭をとりまく状況.....	5
1 人口や世帯の動向	5
2 本町の出生に関する動向	10
3 就労状況の推移	13
4 保育所・幼稚園などの利用状況	15
5 母子保健の状況	24
6 地域子育て支援センター等の利用状況	28
7 児童虐待の状況	30
8 ニーズ調査結果	32
9 第2期計画の進捗状況	41
10 ニーズ調査からみた新たな課題	50
 第3章 事業計画の体系について.....	51
1 基本理念	51
2 基本方針	51
3 施策体系	53

第4章 教育・保育・地域の子育て支援について..... 54

- 1 教育・保育提供区域の設定 54
- 2 教育・保育の量の見込み・確保の内容・実施時期 55
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保の内容・実施時期 59
- 4 教育・保育の一体的提供および推進に関する体制確保の内容 72
- 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施 73
- 6 障害児施策の充実 73
- 7 児童虐待防止の取り組み 74

第5章 母子保健事業について..... 76

- 1 基本的な考え方 76
- 2 取り組み内容と評価指標 77

第6章 子ども・子育て支援関連施策の推進..... 87

- 1 子どもの権利と安全が守られるまち 87
- 2 身近に支えがあり、仲間がいるまち 92
- 3 安心して元気に子育てできるまち 99
- 4 心豊かで元気いっぱいの子どもが育つまち 102
- 5 ひとりからみんなへ広がる子育て応援のまち 106

第7章 計画の推進体制について..... 109

- 1 計画の推進、点検・評価について 109

参考資料..... 111

- 1 斑鳩町子ども・子育て会議設置条例 111
- 2 斑鳩町子ども・子育て会議委員名簿 113
- 3 計画の策定経過 114

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

斑鳩町では、平成27年度に「斑鳩町子ども・子育て支援計画」（第1期計画）を策定し、教育・保育等のニーズ量を定めるとともに、協働のまちづくりをすすめ、住民の誰もが地域の子育てに参加できるまちづくりをすすめてきました。

また、平成29年度には、「斑鳩町子育て応援宣言」を制定し、子どもの育ちを支え、子育てを応援するまちづくりを推進する基本姿勢を明確に示しました。

令和2年度には、第2期斑鳩町子ども・子育て支援計画を策定し、保育の受け皿づくりに努めるとともに、妊娠から子育て期にわたり切れ目のない支援の拡充に努めてきました。

一方、国においては、この間、少子化が進行し、将来への不安は高まっています。また、新型コロナウイルス感染症などの影響で、ライフスタイルや価値観、生活環境に変化が生じました。さらに、児童虐待件数の増加やヤングケアラーの顕在化など、解決すべき課題が山積しています。

こうした状況の中、国は令和5年4月に、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を包含する基本法として、「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護がはかられ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月には、「こども基本法」の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現は、子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要であるとされています。

この計画は、これらの社会情勢や国の動向を踏まえ「第2期斑鳩町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することに伴い、子どもの権利条約、こども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、子ども・若者育成支援推進法に基づいた、子ども・子育てや若者を対象とした施策に係る計画を一体的に策定するものです。

2 計画の期間

この計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、社会・経済情勢の変化や、さまざまな状況の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

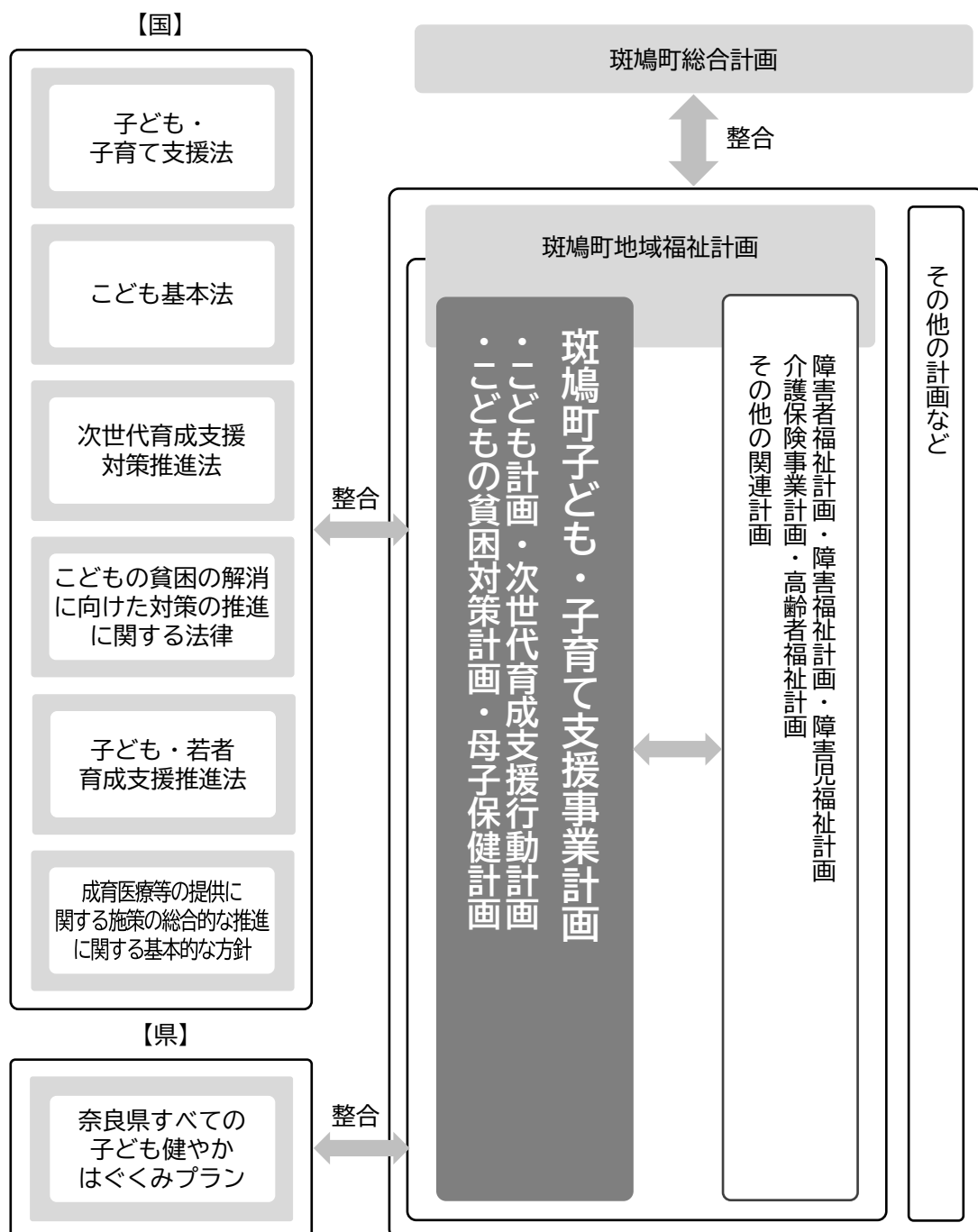
計画期間

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期子ども・子育て支援事業計画									
					第3期子ども・子育て支援事業計画				

3 計画の位置づけ

この計画は、斑鳩町の子ども・子育て支援に関する総合的な計画で、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられています。また、こども基本法に基づく「市町村こども計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困対策計画」を一体的に策定し、計画の一部は、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく「母子保健計画」を包含しています。

この計画は、町政の最上位計画である「斑鳩町総合計画」の部門計画として策定され、斑鳩町地域福祉計画を上位計画とします。策定にあたっては、国や奈良県が策定した関連の計画や、町の各種計画等との整合・連携をはかっています。



4 計画の対象

本計画は子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画を根幹としていますが、こども基本法に基づく市町村こども計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画を併せ持ち、母子保健や青少年事業とも関連性を持たせて策定される計画です。そのため、計画の対象は、子育て世代のほか、こども基本法第2条による「こども」としての「心身の発達の過程にある者」も対象としています。



子どもと子育て家庭をとりまく状況

1 人口や世帯の動向

(1) 人口の推移

本町の総人口や年齢3区分別での人口及び構成比ともに、各年での増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

図表 人口の推移

単位：人、％

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人口	総人口	28,210	28,239	28,220	28,127	28,073
	年少人口（0～14歳）	3,829	3,858	3,842	3,780	3,771
	生産年齢人口（15～64歳）	15,772	15,694	15,701	15,692	15,673
	老年人口（65歳以上）	8,609	8,687	8,677	8,655	8,629
構成比	年少人口（0～14歳）	13.6％	13.7％	13.6％	13.4％	13.4％
	生産年齢人口（15～64歳）	55.9％	55.6％	55.6％	55.8％	55.8％
	老年人口（65歳以上）	30.5％	30.8％	30.7％	30.8％	30.8％

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯数の推移（一般世帯数および世帯人員等の推移）

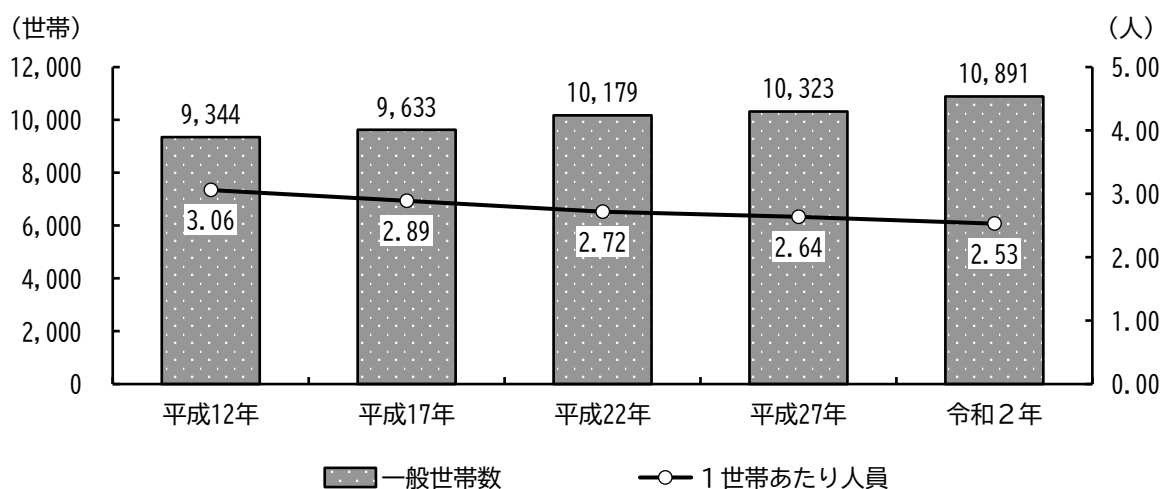
本町の一般世帯数は増加しており、令和2年には10,891世帯となっています。一方、1世帯あたりの世帯人員数は減少し続けており、令和2年には2.53人となっています。

図表 世帯数の推移

単位：世帯、人

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	斑鳩町	9,344	9,633	10,179	10,323	10,891
	奈良県	484,954	500,994	522,600	529,258	543,908
	全国	46,782,383	49,062,530	51,842,307	53,331,797	55,704,949
1世帯あたり人員	斑鳩町	3.06	2.89	2.72	2.64	2.53
	奈良県	2.98	2.84	2.68	2.58	2.44
	全国	2.71	2.60	2.47	2.38	2.26

資料：国勢調査



(3) 児童人口の推移

本町の0～5歳人口は、令和2年以降ゆるやかに増加傾向を示していましたが、令和5年に前年より62人減少しました。しかし、令和6年には37人増加し1,376人となっています。また、令和6年の6～11歳人口は1,538人で、令和2年以降減少しており、0～11歳合計でみても、令和2年以降減少しています。

令和7年以降の推計人口についても、0～11歳合計で減少していくことが見込まれます。

図表 0歳～11歳の人口

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	193	224	199	185	217
1歳	228	199	238	204	202
2歳	214	246	208	240	223
3歳	280	221	248	220	251
4歳	227	277	227	259	225
5歳	232	225	281	231	258
0～5歳合計	1,374	1,392	1,401	1,339	1,376
6歳（小1）	277	237	230	281	235
7歳（小2）	259	277	241	235	280
8歳（小3）	284	258	279	245	235
9歳（小4）	285	289	260	281	245
10歳（小5）	277	287	287	259	285
11歳（小6）	281	279	291	285	258
6～11歳合計	1,663	1,627	1,588	1,586	1,538
0～11歳合計	3,037	3,019	2,989	2,925	2,914

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

図表 0歳～11歳の人口（推計人口）

単位：人

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	199	196	193	190	187
1歳	229	210	207	204	200
2歳	214	242	222	219	215
3歳	232	222	251	230	227
4歳	257	237	227	256	236
5歳	226	259	237	229	256
0～5歳合計	1,357	1,366	1,337	1,328	1,321
6歳（小1）	262	230	263	241	232
7歳（小2）	237	264	232	265	243
8歳（小3）	282	238	266	233	267
9歳（小4）	237	284	240	268	235
10歳（小5）	246	238	285	241	269
11歳（小6）	286	247	239	286	242
6～11歳合計	1,550	1,501	1,525	1,534	1,488
0～11歳合計	2,907	2,867	2,862	2,862	2,809

資料：住民基本台帳（令和2年～6年）を用いてコーホート変化率法により推計

(4) 18歳未満の児童のいる世帯数

本町の令和2年の18歳未満の児童のいる世帯数は2,629世帯で、全国や奈良県と同様に、平成17年以降は減少傾向にあります。

図表 18歳未満の児童のいる一般世帯数

単位：世帯、人

		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	斑鳩町	2,722	2,691	2,644	2,629
	奈良県	140,402	132,131	122,682	111,227
	全国	12,403,146	11,989,891	11,471,850	10,733,725
一般世帯人員	斑鳩町	11,182	10,677	10,419	10,232
	奈良県	584,050	535,029	490,358	438,848
	全国	51,284,197	48,382,410	45,640,438	42,139,737
18歳未満 一般世帯人員	斑鳩町	4,603	4,533	4,524	4,547
	奈良県	240,674	224,913	208,582	189,520
	全国	21,211,242	20,338,331	19,381,484	18,155,230

資料：国勢調査

(5) 婚姻・離婚の推移

本町の婚姻件数は、各年ともに増減しながら推移しており、令和4年は68件となっています。また、離婚件数についても各年ともに増減しながら推移しており、令和4年は35件となっています。

図表 婚姻・離婚の推移

単位：件

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
婚姻件数	斑鳩町	100	95	105	80	68
	奈良県	5,234	5,249	4,574	4,435	4,205
離婚件数	斑鳩町	36	47	32	45	35
	奈良県	2,047	2,024	1,831	1,837	1,780

資料：奈良県保健衛生統計

2 本町の出生に関する動向

(1) 出生数の推移

本町の出生数については、各年ともに増減しながら推移しており、令和5年は212人となっています。また、出生率についても各年ともに増減しながら推移しており、令和5年は7.5%となっています。

図表 出生数

単位：人、%

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数	斑鳩町	201	209	217	171	212
人口千人あたりの出生率	斑鳩町	7.4	7.6	7.9	6.2	7.5
	奈良県	6.3	6.0	6.0	5.7	5.4
	全国	7.0	6.8	6.6	6.3	6.0

資料：人口動態調査、斑鳩町住民基本台帳人口移動状況

(2) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率については、各年ともに増減しながら推移しており、令和5年は1.59人となっています。

図表 合計特殊出生率

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
斑鳩町	1.50	1.51	1.59	1.29	1.59
奈良県	1.31	1.28	1.30	1.25	1.21
全国	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20

※ 合計特殊出生率とは、出産期と位置付ける15歳～49歳の女性の年齢別出生率を足した値をいいます。

資料：人口動態調査、健康対策課

(3) 母親の出産年齢

本町の母親の出産年齢は、各年とも30～34歳が最も多くなっています。

図表 年齢層別の出産年齢

単位：人

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
15 歳未満	0	0	0	0	0
15～19 歳	4	0	2	1	0
20～24 歳	16	8	21	8	11
25～29 歳	62	63	48	60	41
30～34 歳	80	72	73	79	68
35～39 歳	53	51	57	60	39
40～44 歳	11	7	8	9	12
45～49 歳	0	0	0	0	0
50 歳以上	0	0	0	0	0
計	226	201	209	217	171

資料：奈良県保健衛生統計

(4) 体重別出生数の推移等

本町の2,500g未満の出生児数については、各年ともに増減しながら推移しており、令和4年は22人となっています。

図表 体重別出生数

単位：人、%

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
低出生体重児数 (1,500g以上2,500g未満)	21	15	11	25	22
極低出生体重児数 (1,500g未満)	1	2	2	0	0
低出生体重児の割合	9.3	7.5	5.3	11.5	12.9

資料：奈良県保健衛生統計

(5) 乳児死亡等の推移

■死亡数

図表 死亡数

単位：人

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
新生児死亡数	0	0	0	0	0
乳児死亡数	0	1	0	0	0

※ 新生児死亡数とは、生後 4 週未満の死亡数

※ 乳児死亡数とは、生後 1 年未満の死亡数

資料：奈良県保健衛生統計

■死産数

図表 死産数

単位：人

		平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
死産数計		7	11	5	1	1
内訳	自然	3	8	0	0	0
	人工	4	3	5	1	1

※ 死産数とは、妊娠満 12 週（第 4 月）以降の死児の出産

資料：奈良県保健衛生統計

■周産期死亡数

図表 周産期死亡数

単位：人

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
周産期死亡数	0	1	0	1	0

※ 周産期死亡数とは、「妊娠満 22 週以後の死産数」「早期新生児（生後 1 週未満）死亡数」合計

資料：奈良県保健衛生統計

3 就労状況の推移

(1) 男女別労働力人口

本町の令和2年の労働力人口は男性が6,959人、女性が5,803人で、特に女性が前回よりも、大きく増加しています。

図表 男女別労働力人口

単位：人

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
労働力人口	計	13,977	13,533	12,804	12,164	12,762
	男性	8,649	8,127	7,539	6,915	6,959
	女性	5,328	5,406	5,265	5,249	5,803
総数	計	24,362	23,976	23,864	23,494	23,615
	男性	11,543	11,235	11,079	10,969	10,972
	女性	12,819	12,741	12,785	12,525	12,643

※ 労働力人口とは、15歳以上の人口のうち、就業者・完全失業者の合計です。学生や専業主婦など職を求めない者の合計は非労働力人口といいます。

資料：国勢調査

(2) 女性の就労状況

本町の女性の就業率は令和2年では44.7%で、奈良県の42.6%より高くなっており、平成27年と比較すると、全ての年齢層で就業率が増加しています。

図表 女性の年齢別就業率

単位：人、%

	平成 27 年					令和 2 年				
	斑鳩町			奈良県	全国	斑鳩町			奈良県	全国
	総数	就業人口	就業率	就業率	就業率	総数	就業人口	就業率	就業率	就業率
計	12,525	5,076	40.5	40.9	45.4	12,643	5,649	44.7	42.6	46.5
15～19 歳	622	81	13.0	11.7	12.9	631	93	14.7	14.0	14.2
20～24 歳	587	335	57.1	56.1	58.6	555	336	60.5	58.5	59.7
25～29 歳	579	393	67.9	69.9	68.2	548	398	72.6	70.9	68.9
30～34 歳	747	457	61.2	61.8	63.3	679	450	66.3	63.2	64.5
35～39 歳	944	593	62.8	60.9	64.1	832	585	70.3	63.1	64.9
40～44 歳	1,071	688	64.2	64.6	67.9	971	681	70.1	66.6	68.5
45～49 歳	964	663	68.8	67.4	70.3	1,115	813	72.9	68.6	70.6
50～54 歳	849	571	67.3	65.8	70.3	952	674	70.8	67.8	70.2
55～59 歳	807	466	57.7	58.6	65.0	830	542	65.3	64.5	68.0
60～64 歳	978	351	35.9	39.7	49.1	808	443	54.8	51.6	57.3
65 歳以上	4,377	478	10.9	12.3	15.9	4,722	634	13.4	14.6	18.1

資料：国勢調査

4 保育所・幼稚園などの利用状況

(1) 保育所・認定こども園（2・3号）の利用状況

斑鳩町では、令和6年4月に私立の認定こども園2園が開園し、保育サービス施設が合計5か所となりました。

令和6年4月1日現在、定員合計731人に対して園児数が672人、充足率は91.9%です。また、町外の保育所等の利用者は、令和6年4月1日現在で21人です。

図表 町内保育所等の状況

単位：か所、人、%

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立保育所数	2	2	2	2	2
私立保育所数	1	1	1	1	1
私立認定こども園数	0	0	0	0	2
定員数 認定こども園（保育定員を含む）	545	545	545	545	731
入園児童数	541	547	574	543	672
うち0歳児	25	26	18	20	15
うち1歳児	84	87	85	76	95
うち2歳児	102	100	105	104	128
うち3歳児	136	111	116	110	150
うち4歳児	91	137	113	118	138
うち5歳児	103	86	137	115	146
充足率	99.3%	100.4%	105.3%	99.6%	91.9%

資料：子育て支援課 各年度4月1日現在

図表 町外保育所等の利用者

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入園児童数	19	18	22	24	21
うち0歳児	2	1	1	1	1
うち1歳児	3	2	6	3	1
うち2歳児	4	5	2	9	3
うち3歳児	4	4	4	2	7
うち4歳児	2	5	4	6	4
うち5歳児	4	1	5	3	5

資料：子育て支援課 各年度4月1日現在

(2) 障害児保育の状況

令和6年度の障害児保育の対象者は16人となっています。

図表 障害児保育

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実人数	6	7	6	7	16

資料：子育て支援課 各年度4月1日現在

(3) 地域型保育事業の利用状況

本町内の地域型保育事業所は令和6年度で1か所で、定員合計19人に対して令和6年4月現在の園児数が15人、充足率は78.9%となっています。

図表 町内地域型保育事業の状況

単位：か所、人、%

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小規模保育事業所数	1	1	2	2	1
定員数	19	19	38	38	19
入園児童数	17	19	39	41	15
うち0歳児	1	1	3	2	2
うち1歳児	9	6	23	12	7
うち2歳児	7	12	13	27	6
充足率	89.5	100.0	102.6	107.9	78.9

資料：子育て支援課 各年度4月1日現在

(4) 待機児童の状況

令和3～5年度は保育所等の入所を待機する児童がいましたが、令和6年4月では、私立の認定こども園2園の開園に伴い0人となっています。

図表 待機児童の状況

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
待機児童数	0	5	1	5	0
うち0歳児	0	0	0	0	0
うち1歳児	0	2	1	1	0
うち2歳児	0	3	0	3	0
うち3歳児	0	0	0	1	0
うち4歳児	0	0	0	0	0
うち5歳児	0	0	0	0	0

資料：子育て支援課 各年度4月1日現在

(5) 幼稚園・認定こども園（１号）の利用状況

本町内の幼稚園は公立が２園あり、令和６年度に、私立の認定こども園２園が開園し、定員合計535人に対して、令和６年度の園児数は223人となっています。

また、町外の幼稚園への入園児童数は、令和６年度で55人となっています。

図表 町内幼稚園等の状況

単位：か所、人、％

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
公立幼稚園数	3	3	3	3	2
私立幼稚園数	1	1	1	1	0
私立認定こども園	0	0	0	0	2
定員数 認定こども園（教育定員も含む）	800	800	800	800	535
入園児童数	331	312	305	293	223
うち３歳児	113	84	104	91	74
うち４歳児	115	110	88	109	68
うち５歳児	103	118	113	93	81
充足率	41.4	39.0	38.1	36.6	41.7

資料：教育委員会事務局総務課 各年度５月１日現在

図表 町外幼稚園入園児童

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
入園児童数	65	61	67	57	55
うち３歳児	23	19	28	14	17
うち４歳児	18	24	17	25	15
うち５歳児	24	18	22	18	23

資料：教育委員会事務局総務課 各年度５月１日現在

(6) 一時預かり事業（幼稚園型）

一時預かり事業（幼稚園型）は、令和5年度までは町立幼稚園や私立幼稚園、町外の認定こども園等で利用されていました。令和6年度からは、町内の認定こども園（1号）でも利用されています。

図表 一時預かり事業（幼稚園型）の状況

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定教育・保育施設	0	36	26	0
確認を受けていない幼稚園	2,719	6,410	7,512	7,657
町立幼稚園	-	3,674	4,755	5,455
合計	2,719	10,120	12,293	13,112

資料：教育委員会事務局総務課、子育て支援課

(7) 認可外保育施設の利用状況

本町内の一般認可外保育施設は令和6年度で1か所、利用者数は1人となっています。また、事業所内保育施設は、町内にはなく、利用者数は町外の施設を利用した数です。

図表 町内認可外保育施設の状況

単位：か所、人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般認可外保育施設数	1	1	1	1	1
一般認可外保育施設利用者数	3	3	3	5	1
事業所内保育施設数	1	0	0	0	0
事業所内保育施設利用者数	5	0	0	2	6

資料：子育て支援課 各年度4月1日現在

(8) 小学校の状況

本町内の小学校は3校あり、令和6年度の児童数は合計1,516人となっています。

図表 小学校の状況

単位：か所、人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数	3	3	3	3	3
小学校児童数	1,652	1,616	1,571	1,567	1,516
うち1年生	274	237	225	278	229
うち2年生	257	274	240	228	278
うち3年生	281	256	275	244	229
うち4年生	284	285	258	278	244
うち5年生	276	285	284	257	280
うち6年生	280	279	289	282	256

資料：教育委員会事務局総務課 各年度5月1日現在

(9) 学童保育室の利用状況

学童保育は各小学校区において1年生から6年生まで実施しており、令和6年度の児童数は公立では合計353人、私立では合計73人となっています。

図表 学童保育室（公立）の状況

単位：か所、人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	3	3	3	3	3
定員数	350	350	350	350	350
児童数	369	308	277	318	353
うち1年生	111	73	73	107	105
うち2年生	75	98	73	74	96
うち3年生	70	63	74	62	69
うち4年生	64	38	33	54	49
うち5年生	31	26	13	14	25
うち6年生	18	10	11	7	9

資料：生涯学習課 各年度5月1日現在

図表 学童保育室（私立）の状況

単位：か所、人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	1	1	1	1	1
定員	70	105	105	105	105
児童数	57	91	84	93	73
うち1年生	0	38	28	35	34
うち2年生	34	8	35	27	22
うち3年生	17	29	8	31	17
うち4年生	6	14	12	-	-
うち5年生	0	2	1	-	-
うち6年生	0	0	0	-	-

資料：生涯学習課 各年度5月1日現在

(10) 中学校の状況

本町内の中学校は2校あり、令和6年度の生徒数は合計779人となっています。

図表 中学校の状況

単位：か所、人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数	2	2	2	2	2
中学校生徒数	723	757	775	769	779
うち1年生	261	254	253	263	262
うち2年生	237	267	253	253	262
うち3年生	225	236	269	253	255

資料：教育委員会事務局総務課 各年度5月1日現在

(11) 手当等の状況

特別児童扶養手当・児童扶養手当は年々受給者が増加しています。児童手当と子ども医療費助成制度については、各年ともに増減しながら推移しています。なお、令和6年10月に児童手当の制度が改正され、令和6年12月時点の児童手当の受給者数は2,351人です。

図表 各種手当等の給付状況

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童手当受給者数	2,142	2,117	2,126	2,028	2,014
特別児童扶養手当受給者数	86	108	115	120	131
児童扶養手当受給者数	181	196	232	242	284
子ども医療費助成制度受給者数	3,536	3,632	3,549	3,516	4,370

資料：児童手当受給者数 子育て支援課 各年度2月定時払い時
特別児童扶養手当受給者数 子育て支援課 各年度3月31日現在
(所得限度額を超過している人も含む)
児童扶養手当受給者数 子育て支援課 各年度3月31日現在
(所得限度額を超過している人も含む)
子ども医療費助成制度 国保医療課 各年度8月1日現在

(12) ファミリー・サポート・センターの活動状況

ファミリー・サポート・センターは、令和2年4月に開設しました。令和5年度では、提供会員数は63人、依頼会員数は59人となっています。

図表 ファミリーサポートセンターの活動の状況

単位：人、人日

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
提供会員数	54	60	62	59	63
依頼会員数	0	26	42	54	59
利用件数 (町主催事業の託児を含む)	0	90	121	103	202

資料：子育て支援課

(13) 病児保育事業の状況

西和地区病児保育室は令和2年1月に近隣5町と共同で開設しました。令和5年度で本町の利用者は、106人となっています。

図表 病児保育事業の状況

単位：人、件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
西和地区病児保育室 いちごルームの利用	8	23	47	86	106
他の病児保育	7	0	2	1	1

資料：子育て支援課

5 母子保健の状況

母子保健事業については、妊娠期から子育て期において教室や訪問、相談等の内容を充実させながら実施しています。

健診については、令和元年度以降、受診率は、全ての対象年齢で9割を超えて推移しています。

(1) 安心して妊娠・出産ができるための支援

■ 母子健康手帳

図表 母子健康手帳

単位：人、%

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊娠届出数	213	232	179	197	166
初妊婦数	91	107	73	76	63
初妊婦率	42.7	46.1	40.8	38.6	38.0

資料：健康対策課

■ パパママスクール

図表 パパママスクール

単位：回、組

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	12	-	4	4	8
参加実人数	127	-	31	27	65
参加延人数	196	-	31	27	103

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未開催

資料：健康対策課

(2) 子どもの心とからだの健やかな発達のための支援

① 乳幼児健診の実施

i) 健診の実施状況

図表 3・4か月児健診

単位：人、％

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	204	219	215	184	209
受診者数	201	214	213	182	207
受診率	98.5	97.7	99.1	98.9	99.0

資料：健康対策課

図表 9・10か月児健診

単位：人、％

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	221	211	212	196	192
受診者数	215	200	204	191	185
受診率	97.3	94.8	96.2	97.4	96.4

資料：健康対策課

図表 1歳6か月児健診

単位：人、％

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者	199	245	224	224	206
受診者数	195	240	220	214	198
受診率	98.0	98.0	98.2	95.5	96.1

資料：健康対策課

図表 3歳児健診

単位：人、％

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	216	299	219	260	235
受診者数	206	291	200	254	231
受診率	95.4	97.3	91.3	97.7	98.3

資料：健康対策課

図表 歯科健診（2歳6か月児）

単位：人、％

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	263	219	258	226	228
受診者数	252	207	252	223	218
受診率	95.8	94.5	97.7	98.7	95.6

資料：健康対策課

② 相談の実施

■ 乳幼児相談

内容：乳幼児期の心や身体の発達や育児に関する相談に応じ、子どものすこやかな発達の促進と育児不安の軽減に努めます。

図表 乳幼児相談

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談延人数	293	257	366	343	325

資料：健康対策課

■ 子育て世代包括支援センターの運営

図表 子育て世代包括支援センター相談者数

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談者実人数	350	627	510	493	415
相談者延人数	620	1074	727	673	548

※ 子育て世代包括支援センターは令和6年4月以降、こども家庭センターに移行

資料：健康対策課

③ 訪問の実施

■ 妊婦訪問

内容：安心して子どもを産み育てられる環境づくりをすすめるため、妊娠や出産に関する不安が高い妊婦を訪問し、不安の軽減に努めます。

図表 妊婦訪問

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問実人数	2	3	0	2	3
訪問延べ人数	2	4	0	3	3

資料：健康対策課

■ 新生児訪問

内容：安心して子どもを産み育てられる環境づくりをすすめるため、生後2か月ごろの乳児を対象に訪問し、親子の健康状況を把握し、育児不安の軽減に努めます。

図表 新生児訪問

単位：人、%

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問実人数	226	226	204	185	217
訪問率	99.6	99.6	99.5	100.0	100.0

資料：健康対策課

(3) 安心できる保健・医療体制の整備

■ 予防接種

図表 予防接種受診率

単位：%

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
四種混合（DPT-IPV）	97.3	98.0	96.9	95.7	98.9
MR 1期	97.1	96.9	96.1	96.1	95.6
MR 2期	93.9	97.4	90.7	90.4	94.3

資料：健康対策課

6 地域子育て支援センター等の利用状況

(1) つどいの広場、子育て相談、子育て支援講座

生き生きプラザ斑鳩に、地域の子育て支援情報の収集・提供を行い、子育て全般に関する支援を行う拠点として、子育てルーム・相談室・療育教室からなる「地域子育て支援センター」を設置しており、つどいの広場の運営、臨床心理士等による育児相談や子育て支援講座を開催し、子育て支援の輪を広げるよう努めています。

つどいの広場では、子育て家庭の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語りあい、交流する場を提供するとともに、子育てサポーターによる育児相談や情報の提供を行っています。

■ つどいの広場

図表 つどいの広場参加人数

単位：日、人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催日数		232	191	253	255	252
参加人数	保護者	2,740	2,381	2,840	2,813	3,555
	子ども	3,313	2,939	3,541	3,564	4,733
	計	6,053	5,320	6,381	6,377	8,288

※ 出張つどいの広場を含まない

資料：子育て支援課

■ 子育て相談

図表 子育て相談の状況

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
臨床心理士等による 子育て相談件数	60	43	46	51	40

資料：子育て支援課

(2) 子ども家庭総合支援拠点

令和3年度から子ども家庭総合支援拠点を設置・運営し、専門職の配置や相談、支援を行いました。

図表 子ども家庭総合支援拠点の状況

単位：件

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公認心理師等による 相談件数	42	57	136

※ 子ども家庭総合支援拠点は令和6年4月以降、こども家庭センターに移行

資料：子育て支援課

7 児童虐待の状況

(1) 虐待件数等

児童虐待のケース管理の件数は虐待防止の啓発や社会的関心の高まりもあり、増加しています。令和5年度のケース管理件数は134件で、虐待の行為別では、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待が多くなっています。被虐待児は小学生以下が多くなっていますが、中高生の被虐待児も増加しています。

■ ケース管理

図表 ケース管理

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体的虐待	37	33	34	24	26
性的虐待	6	6	5	3	3
ネグレクト	21	22	36	38	50
心理的虐待	19	24	30	47	53
特定妊婦	4	7	1	0	2
計	87	92	106	112	134

資料：子育て支援課

■ 被虐待児年齢

図表 被虐待児年齢

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳	9	4	3	6	4
1歳～就学前	35	40	43	38	38
小学生	31	28	37	38	48
中学生	7	13	14	21	30
高校生	4	7	8	10	12
計	86	92	105	113	132

資料：子育て支援課

■ 虐待者

図表 虐待者

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母親	19	26	43	29	50
継母	1	0	0	0	0
父親	2	4	6	14	22
内縁の夫	1	0	2	3	1
継父			3	0	0
その他			1	6	3
計	23	30	55	52	76

資料：子育て支援課

■ 虐待者年齢

図表 虐待者年齢

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
20歳～29歳	0	0	3	9	19
30歳～39歳	19	23	19	22	28
40歳～49歳	3	5	25	13	19
50歳以上	0	1	5	0	0
不明	1	1	3	8	10
計	23	30	55	52	76

資料：子育て支援課

■ 要保護児童対策地域協議会での取扱件数

図表 要保護児童対策地域協議会での取扱件数

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要保護児童	51	58	33	50	99
要支援児童	56	50	85	58	44
特定妊婦	11	7	1	0	2

資料：子育て支援課

8 ニーズ調査結果

(1) 調査概要

① 調査の目的

本調査は、令和7年度からスタートする「第3期斑鳩町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、町民の皆様の子育てに関する現状やニーズなどを把握することを目的として実施しました。

② 調査対象

就学前児童：町内にお住まいの0歳から5歳までの子どもがいる世帯を無作為抽出

小学生児童：町内にお住まいの小学生の子どもがいる世帯を無作為抽出

③ 調査期間

令和6年1月30日～令和6年2月29日

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童	700通	353通	50.4%
小学生児童	700通	346通	49.4%

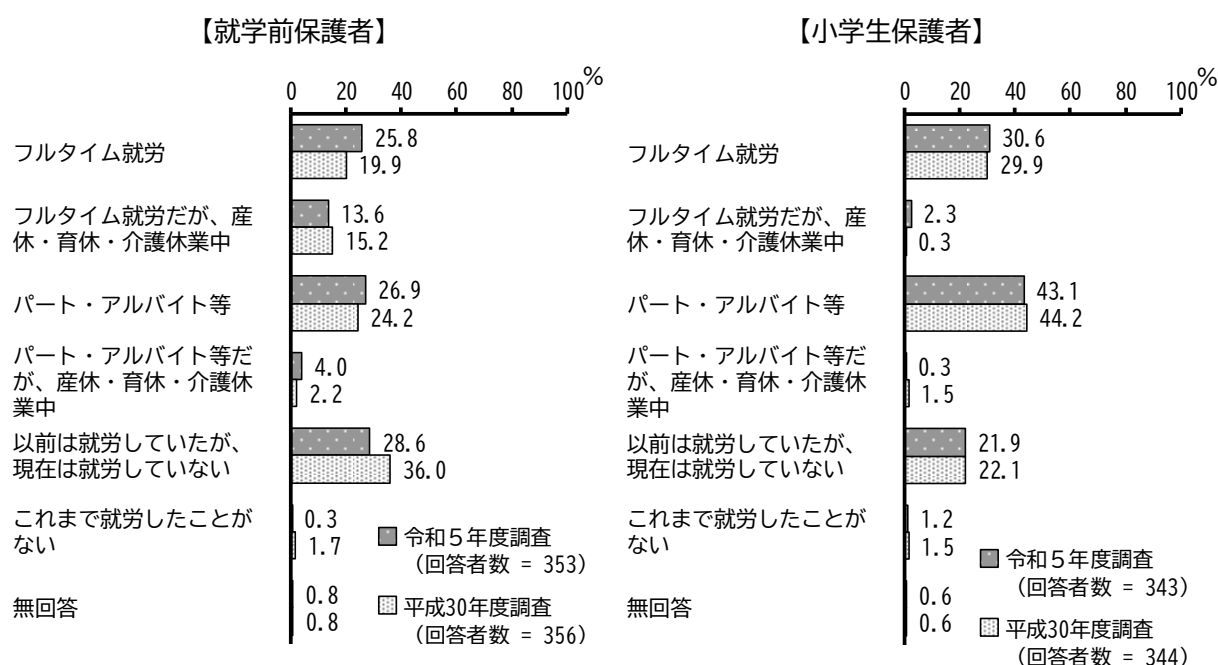
(2) 母親の就労状況について

就学前保護者では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が28.6%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等」の割合が26.9%、「フルタイム就労」の割合が25.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「フルタイム就労」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。

小学生保護者では、「パート・アルバイト等」の割合が43.1%と最も高く、次いで「フルタイム就労」の割合が30.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が21.9%となっています。

図表 母親の就労状況

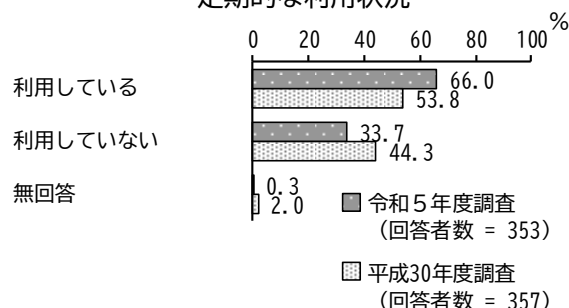


(3) 定期的な教育・保育の利用について

① 利用状況

「利用している」の割合が66.0%、「利用していない」の割合が33.7%となっています。

図表 幼稚園・保育所などの定期的な利用状況



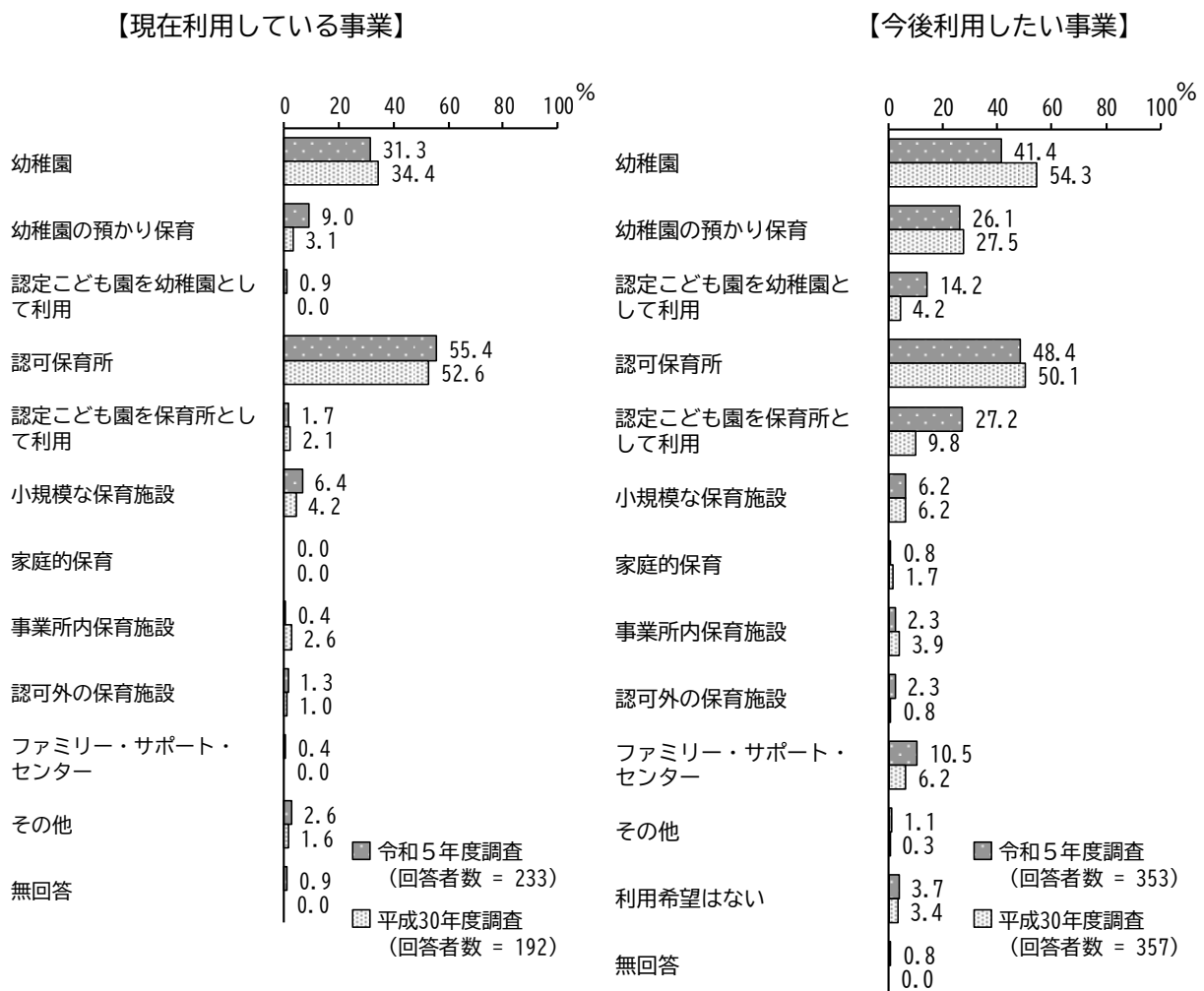
② 現在利用している事業・今後利用したい事業

現在利用している事業については、「認可保育所（国が定める最低基準に適合し県の認可を受けた施設。一時預かりは除く）」の割合が55.4%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が31.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が増加しています。

今後利用したい事業については、「認可保育所（国が定める最低基準に適合し県の認可を受けた施設。一時預かりは除く）」の割合が48.4%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が41.4%、「認定こども園を保育所として利用（2号認定、3号認定。一時預かりは除く）」の割合が27.2%となっています。

図表 現在利用している事業・今後利用したい事業（就学前児童）

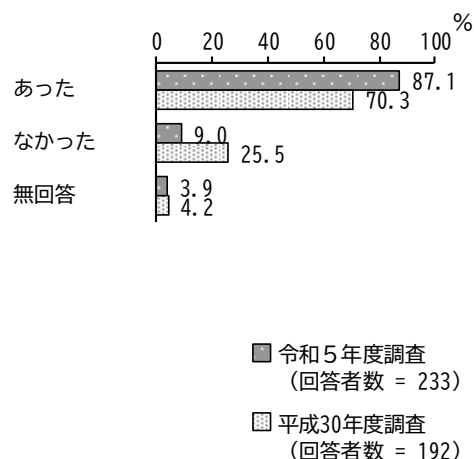


(4) 病児・病後児保育や不定期の事業について

この1年間に、お子さんが病気やケガで、通常の事業を利用できなかったことがあるかをたずねたところ、「あった」の割合が87.1%、「なかった」の割合が9.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「あった」の割合が増加しています。一方、「なかった」の割合が減少しています。

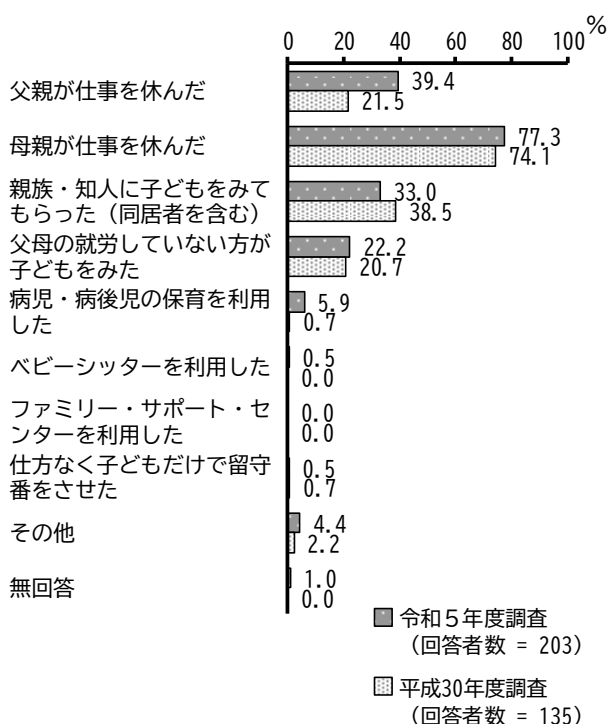
図表 病気やケガで通常の事業を利用できなかった経験【就学前児童】



通常の事業を利用できなかった時に、どのように対処したかをたずねたところ、「母親が仕事を休んだ」の割合が77.3%と最も高く、次いで「父親が仕事を休んだ」の割合が39.4%、「親族・知人に子どもをみてもらった（同居者を含む）」の割合が33.0%となっています。

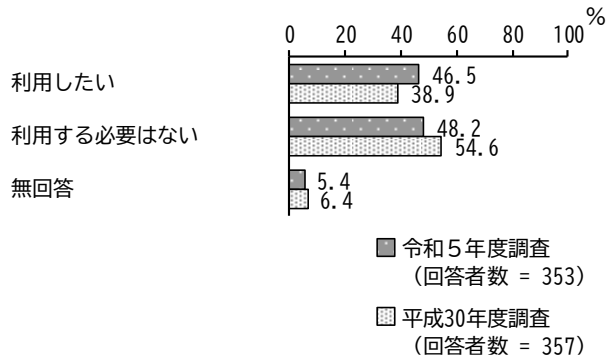
平成30年度調査と比較すると、「父親が仕事を休んだ」「病児・病後児の保育を利用した」の割合が増加しています。一方、「親族・知人に子どもをみてもらった（同居者を含む）」の割合が減少しています。

図表 病気やケガで通常の事業を利用できなかった時の対処【就学前児童】



図表 不定期事業の必要性【就学前児童】

一時預かりなどの不定期事業の必要性についてたずねたところ、「利用したい」の割合が46.5%、「利用する必要はない」の割合が48.2%となっています。



(5) 育児休業の取得状況について

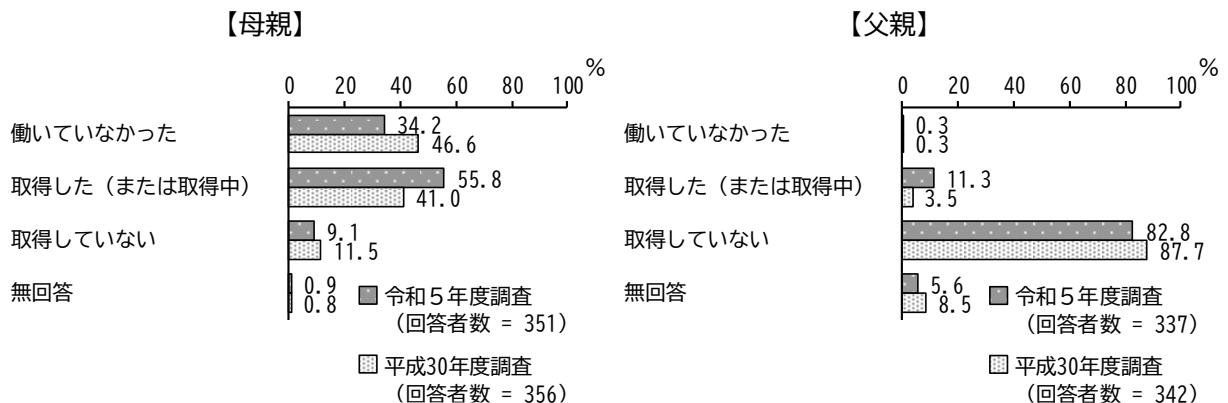
母親では、「取得した（または取得中）」の割合が55.8%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が34.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（または取得中）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。

父親では、「取得していない」の割合が82.8%と最も高く、次いで「取得した（または取得中）」の割合が11.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（または取得中）」の割合が増加しています。

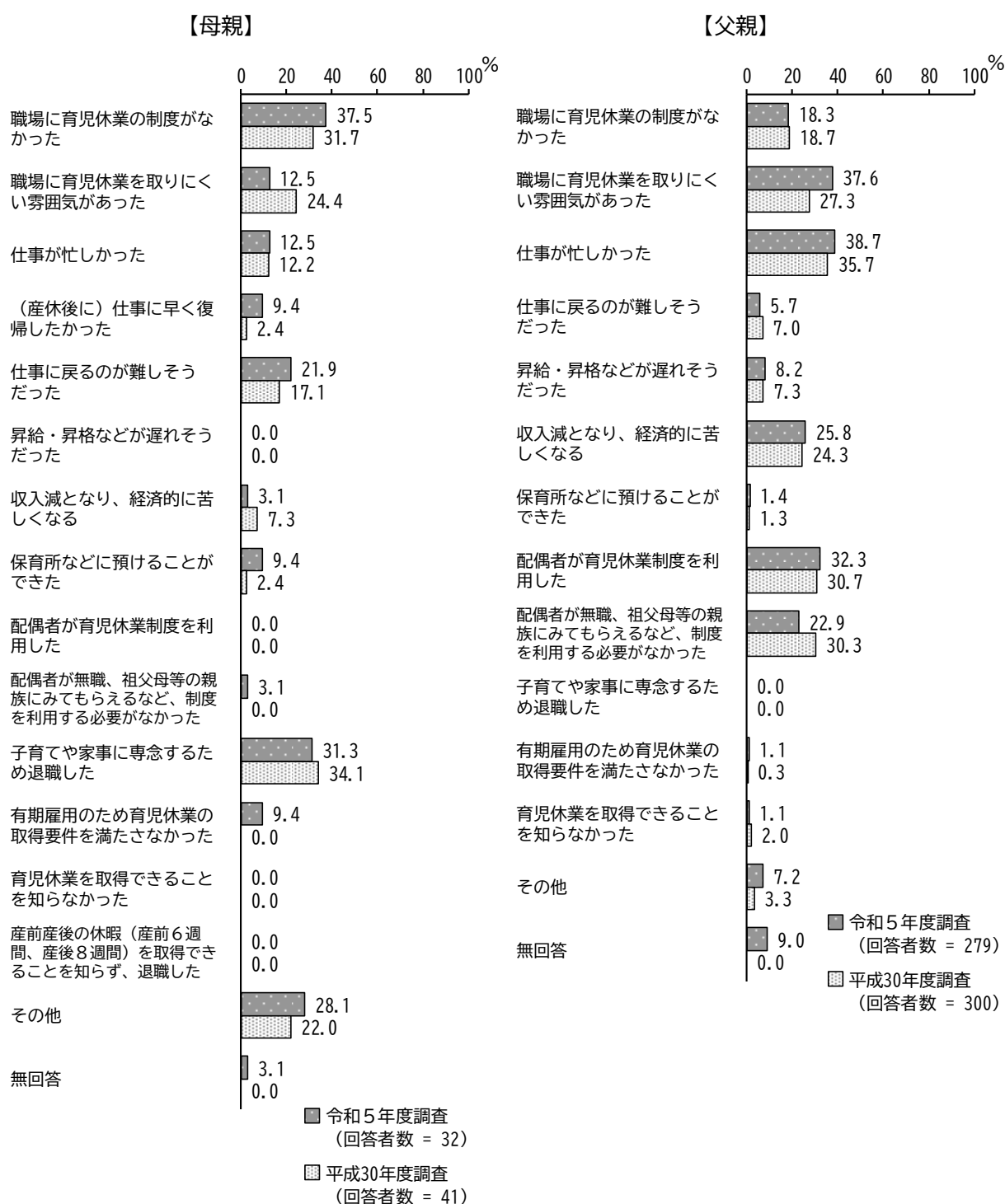
図表 育児休業の取得状況【就学前児童】



育児休業を取得しなかった理由について、母親では、「職場に育児休業の制度がなかった」の割合が37.5%と最も高く、次いで「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が31.3%、「仕事に戻るのが難しそうだった」の割合が21.9%となっています。

父親では、「仕事が忙しかった」の割合が38.7%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が37.6%、「配偶者が育児休業制度を利用した」の割合が32.3%となっています。

図表 育児休業を取得しなかった理由【就学前児童】

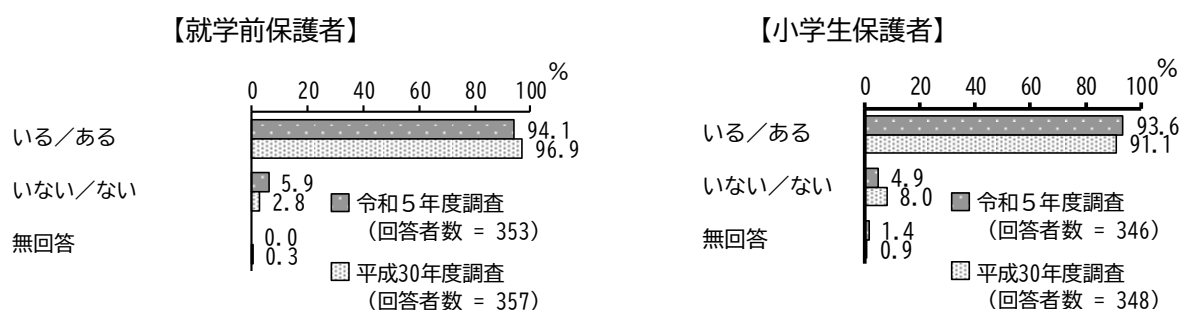


(6) 子育ての相談先について

就学前保護者では、「いる／ある」の割合が94.1%、「いない／ない」の割合が5.9%となっています。

小学生保護者では、「いる／ある」の割合が93.6%、「いない／ない」の割合が4.9%となっています。

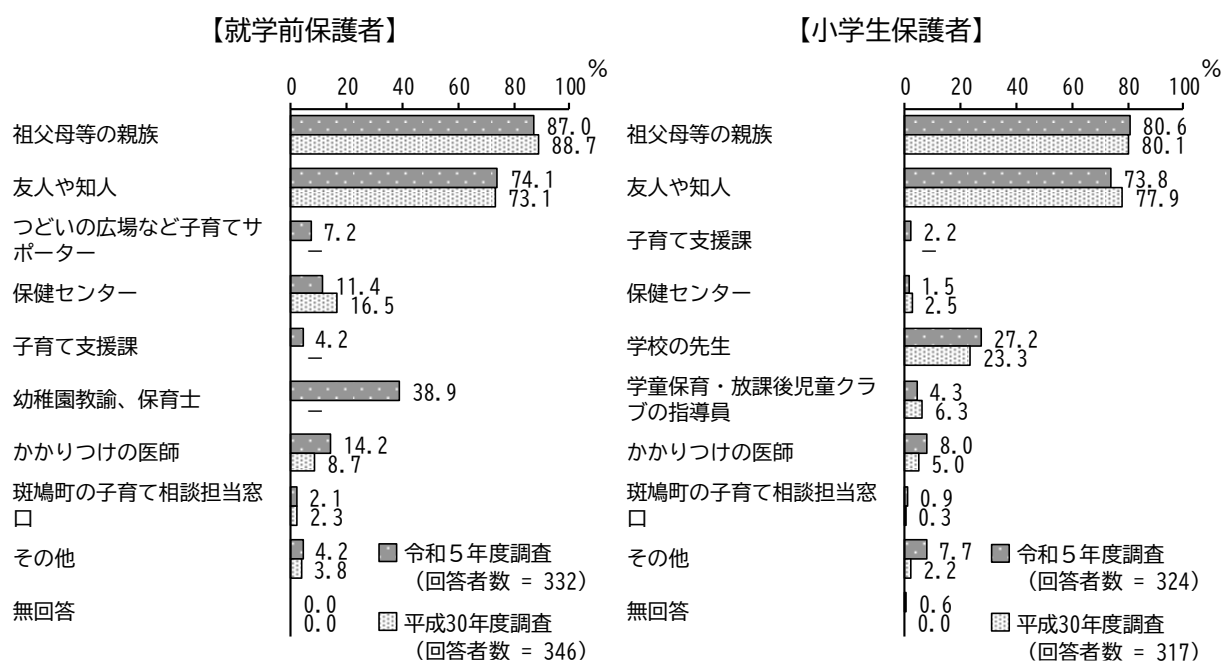
図表 気軽に相談できる人・場所の有無



就学前保護者では、「祖父母等の親族」の割合が87.0%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が74.1%、「幼稚園教諭、保育士」の割合が38.9%となっています。

小学生保護者では、「祖父母等の親族」の割合が80.6%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が73.8%、「学校の先生」の割合が27.2%となっています。

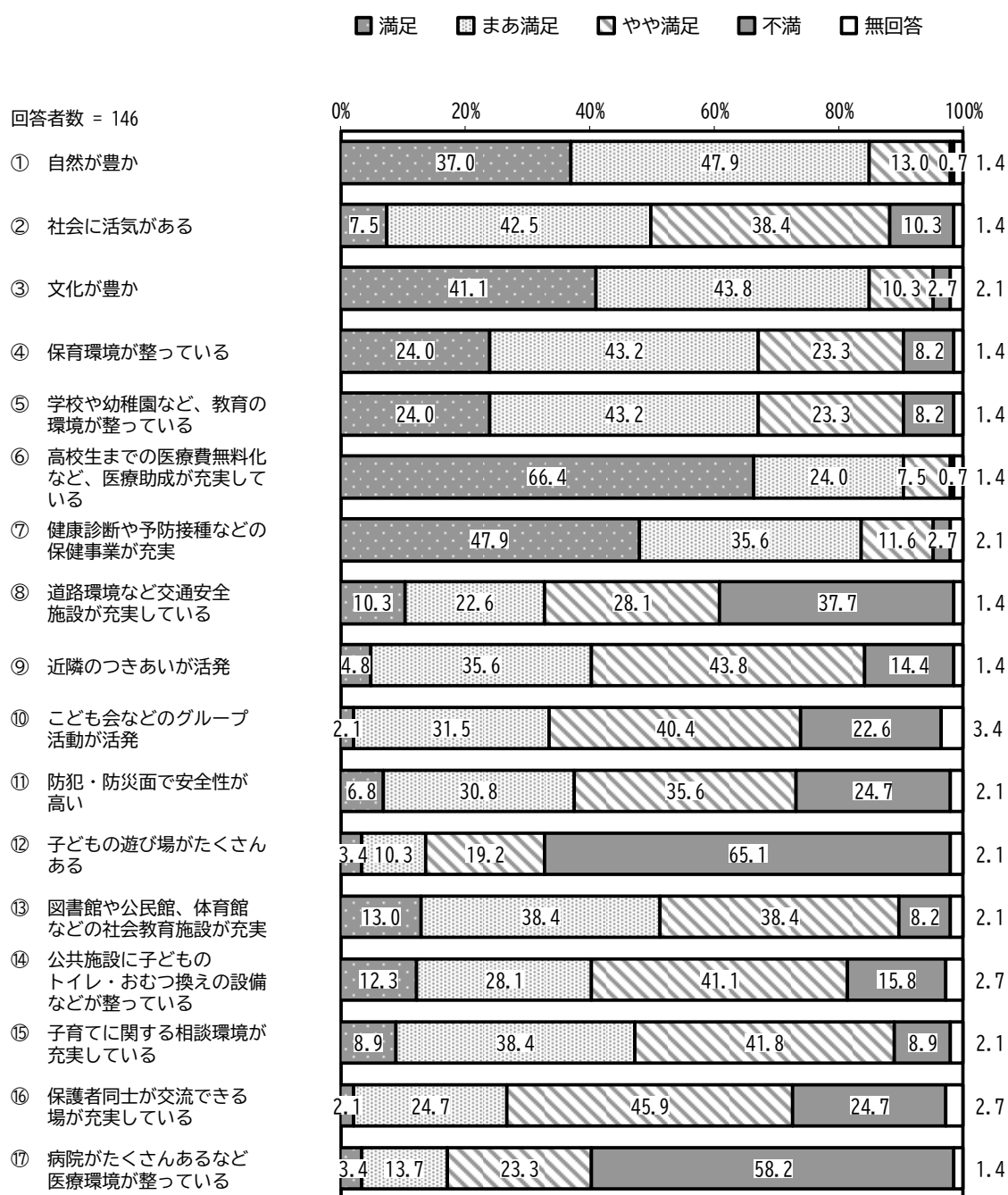
図表 気軽に相談できる人・場所



(7) 斑鳩町の子育て環境についての満足度

就学前保護者・小学生保護者ともに、『⑥ 高校生までの医療費無料化など、医療助成が充実している』で「満足」の割合が、『⑫ 子どもの遊び場がたくさんある』で「不満」の割合が高くなっています。

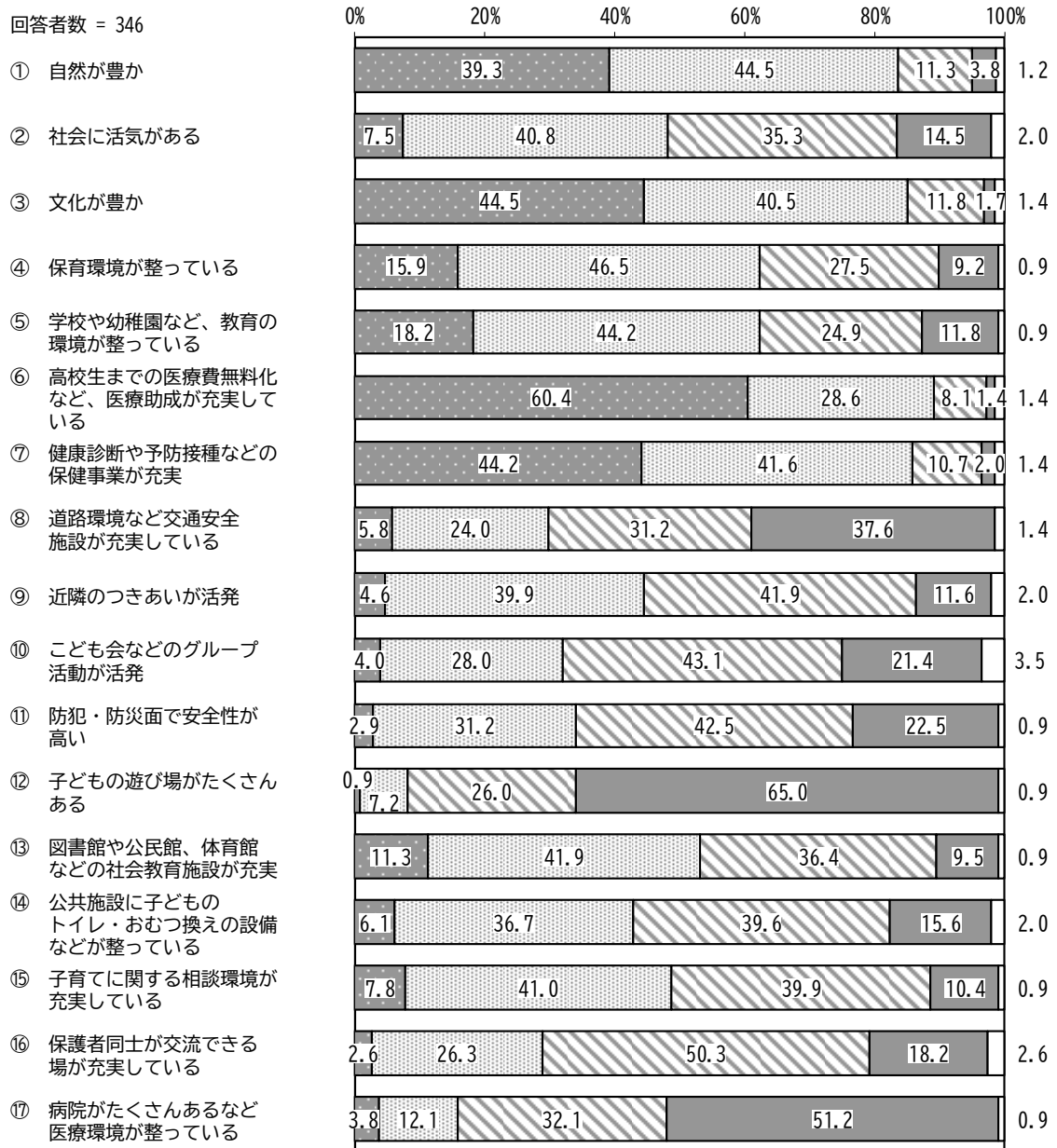
図表 子育て環境についての満足度
【就学前保護者】



【小学生保護者】

■ 満足 ■ まあ満足 ■ やや満足 ■ 不満 □ 無回答

回答者数 = 346



9 第2期計画の進捗状況

(1) 教育・保育事業の進捗状況

図表 教育・保育事業の進捗状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1号認定※ (教育認定のみ)	確保方策	人	800	800	800	800
	見込量(A)	人	258	260	206	193
	実績(B)	人	266	215	208	195
	B-A	人	8	▲45	2	2
1号認定※ (保育認定)	確保方策	人	60	180	250	250
	見込量(A)	人	157	158	101	93
	実績(B)	人	65	97	104	104
	B-A	人	▲92	▲61	3	11
2号認定 (保育認定)	確保方策	人	364	394	324	324
	見込量(A)	人	320	322	375	349
	実績(B)	人	327	329	365	340
	B-A	人	7	7	▲10	▲9
3号認定 (0歳) (保育認定)	確保方策	人	59	59	62	62
	見込量(A)	人	59	58	21	34
	実績(B)	人	59	41	35	36
	B-A	人	0	▲17	14	2
3号認定 (1・2歳) (保育認定)	確保方策	人	181	181	197	197
	見込量(A)	人	168	173	234	251
	実績(B)	人	208	209	226	223
	B-A	人	40	36	▲8	▲28

※見込量は、2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い児童数を含む

1号認定は各年度5月1日現在、2・3号認定は各年度4月1日現在

(2) 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況

① 時間外保育事業（延長保育事業）

図表 時間外保育事業（延長保育事業）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
確保方策	人	564	564	564	564
見込量（A）	人	184	185	187	179
利用実績（B）	人	149	202	186	305
公立保育所利用者	人	104	122	135	124
私立保育所等利用者	人	45	80	51	181
B－A	人	▲35	17	▲1	126

各年度3月31日現在

② 放課後児童健全育成事業（学童保育）

図表 放課後児童健全育成事業（学童保育）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
確保方策	人	420	420	420	420
見込量（A）	人	409	398	390	401
利用実績（B）	人	375	348	349	377
町立	人	285	267	270	304
私立	人	90	81	79	73
B－A	人	▲34	▲50	▲41	▲24

各年度3月31日現在

③ 子育て短期支援事業

図表 子育て短期支援事業（ショートステイ）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
確保方策	人日/年	100	100	100	100
見込量（A）	人日/年	55	56	56	54
利用実績（B）	人日/年	24	56	3	99
B－A	人日/年	▲31	0	▲53	45

各年度3月31日現在

④ 地域子育て支援拠点事業

図表 地域子育て支援拠点事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
確保方策	か所	1	1	1	1
設置数	か所	1	1	1	1
見込量（A）	人/月	1,005	1,018	995	976
利用実績（B）	人/月	475	567	583	745
つどいの広場利用者数	人/年	5,320	6,381	6,377	8,288
出張つどいの広場利用者数	人/年	223	279	478	448
子育て相談利用件数	人/年	43	46	51	40
子育て支援講座受講者数	人/年	111	102	89	159
B－A	人/月	▲530	▲451	▲412	▲231

各年度3月31日現在

※ 各年度つどいの広場、出張つどいの広場、子育て相談、子育て支援講座の利用人数の年間実績の和を12か月で除した数

⑤－１ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

図表 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
確保方策	人日/年	11,000	27,000	27,000	27,000
見込量（Ａ）	人日/年	6,704	6,748	6,985	6,582
利用実績（Ｂ）	人日/年	2,719	10,084	12,267	13,112
町立幼稚園	人日/年	-	3,674	4,755	5,455
私立幼稚園	人日/年	2,719	6,410	7,512	7,657
私立認定こども園	人日/年	0	0	0	0
B－A	人日/年	▲3,985	3,336	5,282	6,530

各年度３月３１日現在

⑤－２ 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、ファミリー・サポート・センター（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

図表 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、ファミリー・サポート・センター（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
確保方策	人日/年	1,100	1,100	1,100	1,100
見込量（Ａ）	人日/年	833	847	791	802
利用実績（Ｂ）	人日/年	107	242	268	456
一時預かり事業（町立保育所）	人日/年	0	0	0	4
一時預かり事業（私立保育所）	人日/年	46	84	92	317
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	人日/年	0	0	0	0
子育て短期支援事業（ファミリー・サポート・センター事業の未就学児）	人日/年	61	158	176	135
B－A	人日/年	▲726	▲605	▲523	▲346

各年度３月３１日現在

⑥ 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

図表 病児保育事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
確保方策	人日/年	288	288	288	288
見込量（A）	人日/年	215	215	214	208
利用実績（B）	人日/年	11	47	86	106
B－A	人日/年	▲204	▲168	▲128	▲102

各年度3月31日現在

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター等）（就学児）

図表 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター等）（就学児）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
確保方策	人日/年	50	50	50	50
見込量（A）	人日/年	26	25	25	26
利用実績（B）	人日/年	0	1	1	83
B－A	人日/年	▲26	▲24	▲24	▲57

各年度3月31日現在

⑧ 利用者支援事業

図表 利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
確保方策	か所	1	1	1	1
見込量（A）	か所	1	1	1	1
確保実績（B）（母子保健型）	か所	1	1	1	1

各年度3月31日現在

⑨ 妊婦に対する健康診査

図表 妊婦に対する健康診査

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
確保方策	人回/年	2,180	2,020	2,080	2,060
見込量（A）	人回/年	2,180	2,020	2,080	2,060
利用実績（B）	人回/年	2,801	2,343	2,533	2,216
B－A	人回/年	621	323	453	156

各年度3月31日現在

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

図表 乳児家庭全戸訪問事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
確保方策	人	213	207	203	201
見込量（A）	人	213	207	203	201
利用実績（B）	人	226	204	185	217
B－A	人	13	▲3	▲18	16

各年度3月31日現在

⑪ 養育支援訪問事業

図表 養育支援訪問事業（児童虐待等防止補助員による訪問）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
確保方策	人	40	40	40	40
見込量（A）	人	40	40	40	40
利用実績（B）	人	10	12	18	6
B－A	人	▲30	▲28	▲22	▲34

各年度3月31日現在

⑫ 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

図表 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施予定の有無	有無	有	有	有	有
実績の有無	有無	有	有	有	有

要保護児童地域対策協議会の代表者会議や実務者会議を開催した。

各年度3月31日現在

⑬ 実費徴収にともなう補足給付事業

図表 実費徴収にともなう補足給付事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施予定の有無	有無	有	有	有	有
実績の有無	有無	有	有	有	有

各年度3月31日現在

(3) 施策の進捗状況と課題

第2期計画で示された4つの基本方針について、それぞれの施策の進捗状況を把握し、課題を整理しました。

①身近に支えがあり、仲間がいるまち

住み慣れた地域で安心して子育てができる環境を整えるため、地域子育て支援センターを中心に、子育て支援情報の提供、子育てに関する相談など、子育て全般に関する支援を行っています。

また、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）が連携し、情報を共有しながら、一人ひとりの状況に応じ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めました。

さらに、令和6年度からは、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が一体化した「斑鳩町こども家庭センター」を開設しました。母子保健と児童福祉の連携をより一層強化しています。

②安心して元気に子育てできるまち

子育て家庭が安心して仕事と子育てを両立できるよう、教育・保育施設の整備を推進し、待機児童ゼロの実現をめざしました。

令和3年度には、私立の小規模保育所の開園を支援し、令和4年4月に「小規模保育所ほうりゅうじみなみ」が開園。令和4年度には、斑鳩西幼稚園の再構築により、幼保連携型認定こども園を誘致し、令和6年4月に「レイモンド斑鳩こども園」が開園。また、法隆寺幼稚園と小規模保育所ほうりゅうじの統合による認定こども園化を支援し、令和6年4月に「認定こども園法隆寺幼稚園」が開園し、保育ニーズへの対応をはかりました。

さらに、令和2年4月から、ファミリー・サポート・センター事業を開始し、子育て家庭にやさしいまちづくりに努めています。

③心豊かで元気いっぱいの子どもが育つまち

幼稚園、保育所においては、家庭・地域間の連携をはかりながら、子どもの心身の発達に応じた教育・保育内容の充実をはかっています。

また、小・中学校においては、基礎学力の充実をはかるとともに、悠久の歴史により培われてきた郷土・斑鳩を次代の子どもたちに責任を持って引き継ぐことができるよう、子どもたちが地域に親しみを感じ、郷土愛を育む取り組みをすすめています。

しかしながら、増加する児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラーなどの社会問題は、本町においても課題となっており、子どもの将来が生まれた環境によって左右されないよう、全ての子どもたちが健やかに成長していける環境づくりが求められています。

④ひとりからみんなへ広がる子育て応援のまち

「和のこころ」によるまちづくりで、住民をはじめ、国・県や近隣市町村との連携により、子育て支援の輪を広げています。また、「斑鳩町子育て応援宣言」を行い、家庭、地域、事業者および行政が力を合わせて子育て支援に取り組んでおり、子育て家庭を、行政サービスによる支援だけでなく、地域住民の見守りや協力を得ながら、地域全体で支え合える体制づくりをさらにすすめていく必要があります。

10 ニーズ調査からみた新たな課題

(1) 保育ニーズの増加と多様化

母親が就労している割合は、就学前児童で約7割となっていて、平成30年度調査の約6割より増加し、女性の就労率の上昇にともない、保育のニーズが高まり、特に2号認定、3号認定（1・2歳）が高くなっています。

また、特色ある私立の認定こども園が新たにできることで、保護者の就学前施設の選択が多様化しています。

また、一時預かりなどの不定期事業を利用したい人が約5割で、平成30年度調査より増加しています。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

育児休業を取得した（または取得中）の割合が、平成30年度調査よりも増加しています。父親の取得率も上昇していますが、依然として低い状況であり、子育て家庭が安心して仕事と子育てを両立できるための環境整備など、社会全体として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が推進されるよう働きかける必要があります。

(3) 地域における子どもの居場所づくり

町立の学童保育室と民間の放課後児童クラブの利用希望が低学年では、いずれも増加しています。保育所を利用する共働き家庭等においては、小学校就学後も、安全・安心な放課後等の居場所の確保という課題に直面しており、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所づくりについて検討する必要があります。

(4) SNSやインターネットによる情報発信の充実

子育てに関する情報の入手方法としてSNSを利用している人の割合が急増しており、今後の希望としても、SNSによる発信を希望する声が多くなっています。SNSやコミュニケーションアプリのさらなる活用が望まれます。

第3章

事業計画の体系について

1 基本理念

【 基 本 理 念 】

親と子の笑顔きらめく子育て応援のまちづくり

現在の斑鳩町の出産や子育てを取り巻く課題等に対応するためには、出産や子育てをそれぞれの家庭だけの役割として考えるのではなく、次代の斑鳩町を担う子どもたちを住民、事業者、行政等、地域社会全体で支え合える体制づくりをすすめていく必要があります。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが健やかに成長することができる環境の整備が求められています。

そこで、本計画では、第2期計画の基本理念である「親と子の笑顔きらめく子育て応援のまちづくり」を継承し、引き続き、出産や子育てにやさしいまちをめざします。

2 基本方針

(1) 子どもの権利と安全が守られるまち

子どもを権利を持ったひとりの人間として尊重し、子どもの健やかな成長・発達への支援を地域社会全体ですすめられるまちづくりをめざします。

また、増加する児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラーなどの社会問題に対応し、すべての子どもたちが、心豊かで元気いっぱい成長できるまちをめざします。

さらに、子どもたちが事故や犯罪に巻き込まれることのないよう、歩道整備や防犯カメラの設置など、安全・安心のまちづくりをすすめます。

(2) 身近に支えがあり、仲間がいるまち

すべての子どもが健やかに成長することができる環境を整備するとともに、こども家庭センターを中心に、医療・福祉・教育・保健等と連携した妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を推進します。また、子育ての悩みや子どもの困りごとへの相談や親子の交流機会の充実をはかり、たとえ悩み事があっても身近で支えてくれる人や仲間がいる、子育てが楽しいまちをめざします。

(3) 安心して元気に子育てできるまち

保護者の就労率が一層高まる中、多様な保育ニーズに対応し、子育て家庭が安心して仕事と子育てを両立できる環境の整備をさらにすすめます。また、地域社会、企業などさまざまな場で、年齢、性別を問わず、すべての人が子どもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を進むよう働きかけ、住み慣れたまちで安心して元気に子育てができるまちをめざします。

(4) 心豊かで元気いっぱいの子どもが育つまち

悠久の歴史により培われてきた郷土・斑鳩を次代の斑鳩町を担う子どもたちが地域に親しみを感じ、大人になってからも住みたくなるまちと感じられるよう郷土愛を育む取り組みをすすめます。

小・中学校の老朽化対策については、より良い学校教育環境の整備に取り組むため、令和6年度から「斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会」を設置し、町立小学校と町立中学校の適正規模や適正配置について検討しており、今後、学校施設適正化にかかる基本構想を策定していきます。

(5) ひとりからみんなへ広がる子育て応援のまち

地域とのつながりや住民同士の交流の希薄化が進む中、人と人のつながりを再構築し、地域社会を構成する全てのメンバーがお互いに協力し、連携しながら子育て家庭や子どもの成長を見守り、支えられるよう、みんなで子育て家庭を応援するまちをめざします。

引き続き、「和のこころ」によるまちづくりで、住民をはじめ、国・県や近隣市町村との連携により、子育て支援の輪を広げていきます。

3 施策体系

〔 基本理念 〕

〔 基本方針 〕

〔 施策 〕

親と子の笑顔きらめく子育て応援のまちづくり

1 子どもの権利と安全が守られるまち

- (1) 子どもが権利の主体であることの社会全体での共有
- (2) 児童虐待の防止対策の推進とヤングケアラーへの支援
- (3) ノーマライゼーションのまちづくり
- (4) 犯罪や自殺などから子どもを守る取り組み
- (5) 子どもの貧困対策の推進

2 身近に支えがあり、仲間がいるまち

- (1) 家庭での子育て・教育への支援
- (2) 新生児からの相談体制の充実
- (3) 子ども・子育て家庭の交流促進と遊び場の提供
- (4) 親子の健康づくりの支援
- (5) 経済的な支援への取り組み

3 安心して元気に子育てできるまち

- (1) 多様な保育サービスと受け入れ体制の充実
- (2) 子育てと就労等の両立のための環境整備
- (3) 子どもたちの安全を守るやさしいまちづくり

4 心豊かで元気いっぱいの子どもが育つまち

- (1) 就学前教育・保育の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 地域における学びと遊びの機会の充実
- (4) 青少年の健全育成

5 ひとりからみんなへ広がる子育て応援のまち

- (1) 子育て支援ネットワークの整備
- (2) 身近な地域活動やコミュニティ活動の促進
- (3) サークル活動や団体活動の育成
- (4) 子育て支援事業等の周知・広報
- (5) 庁内体制の強化

第4章

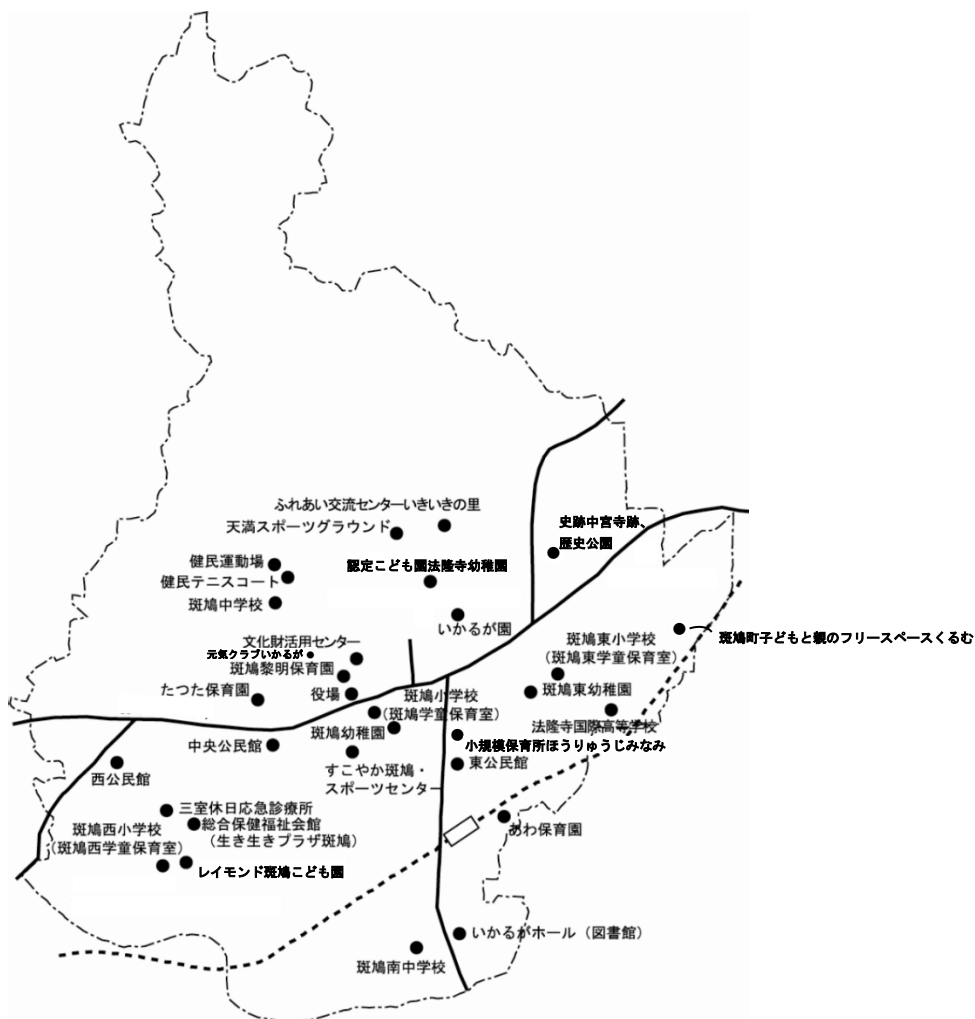
教育・保育・地域の子育て支援について

1 教育・保育提供区域の設定

本計画では国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」にもとづいて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域に教育・保育提供区域を設定する必要があります。

本町では、図のように、教育・保育を提供するための施設は、町全体に適正に配置されています。また、町の面積規模や児童人口、交通事情、幼稚園・保育所・学童保育・地域子育て支援事業などの利用状況などの諸条件を総合的に勘案し、第2期計画と同様に、町全体を1つの教育・保育提供区域として設定し、サービス基盤の整備や充実をはかります。

図表 子育て環境マップ



2 教育・保育の量の見込み・確保の内容・実施時期

(1) 1号認定

現在、町立幼稚園2園、私立認定こども園2園があります。ニーズ量に対する供給は充足しており、今後も現状を維持します。

図表 1号認定 量の見込みに対する確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	人	280	280	280	280	280
確保方策(B)	人	535	535	535	535	535
特定教育・保育施設	人	535	535	535	535	535
確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
需給の過不足(B-A)	人	255	255	255	255	255

(2) 2号認定

① 2号認定（教育ニーズ）

令和3年4月から町立幼稚園において預かり保育事業を実施しています。また、令和6年4月に私立認定こども園2園が開園し、教育ニーズの預かり保育が実施されています。

図表 2号認定（教育ニーズ） 量の見込みに対する確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	人	105	105	105	105	106
確保方策(B)	人	255	255	255	255	255
特定教育・保育施設	人	195	195	195	195	195
確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
幼稚園+預かり保育	人	60	60	60	60	60
需給の過不足(B-A)	人	150	150	150	150	149

② 2号認定（保育ニーズ）

私立認定こども園等の開園支援を行い、令和6年4月に幼保連携型認定こども園2園が開園するなど、保育ニーズの充足に努めましたが、入所希望者が急増し、年齢によっては、すでに定員に達している状況です。

現在、町立保育所2園、私立保育所1園、私立認定こども園2園において保育を実施していますが、今後、教育・保育施設の再編等の検討をすすめ、ニーズ量に対する供給が充足できるよう努めます。

図表 2号認定（保育ニーズ） 量の見込みに対する確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人	456	474	492	510	528
確保方策（B）	人	501	501	501	501	501
特定教育・保育施設	人	441	441	441	441	441
幼稚園＋預かり保育	人	60	60	60	60	60
企業主導型保育施設（地域枠）	人	0	0	0	0	0
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
需給の過不足（B－A）	人	45	27	9	▲9	▲27

(3) 3号認定

① 3号認定（0歳児）

施設面での供給は充足していますが、社会全体で保育士のなり手不足が深刻で、必要な保育士を採用できないこともあり、ニーズへの対応が難しい状況です。ニーズに応じて必要な保育士を確保できるよう努めます。

図表 3号認定（0歳児） 量の見込みに対する確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人	51	52	53	54	55
確保方策（B）	人	56	56	56	56	56
特定教育・保育施設	人	53	53	53	53	53
特定地域型保育事業	人	3	3	3	3	3
企業主導型保育施設（地域枠）	人	0	0	0	0	0
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	人	0	0	0	0	0
需給の過不足（B－A）	人	5	4	3	2	1

②3号認定（１・２歳児）

私立認定こども園等の開園支援を行い、令和４年４月に小規模保育所１園が、令和６年４月に幼保連携型認定こども園２園が開園するなど、保育ニーズの充足に努めましたが、入所希望者が急増し、年齢によっては、すでに定員に達している状況です。

現在、町立保育所２園、私立保育所１園、小規模保育所１園、私立認定こども園２園において保育を実施していますが、今後、教育・保育施設の再編等の検討をすすめ、ニーズ量に対する供給が充足できるよう努めます。

図表 ３号認定（１・２歳児） 量の見込みに対する確保方策

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み（Ａ）	人	253	253	265	278	290
確保方策（Ｂ）	人	253	253	253	253	253
特定教育・保育施設	人	237	237	237	237	237
特定地域型保育事業	人	16	16	16	16	16
企業主導型保育施設（地域枠）	人	0	0	0	0	0
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
一時預かり事業（幼稚園型）【２歳児】	人	0	0	0	0	0
幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	人	0	0	0	0	0
需給の過不足（Ｂ－Ａ）	人	0	0	▲12	▲25	▲37

子ども・子育て支援事業計画では、３号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めるとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定します。

図表 保育利用率（３号認定）の目標値

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
３号認定の確保方策（利用定員数）	人	309	309	309	309	309
０～２歳児推計人口	人	642	648	622	613	602
保育利用率目標値	%	48.1	47.7	49.7	50.4	51.3

※保育利用率目標値：３号認定の確保方策／０～２歳児の各年推計人口

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保の内容・実施時期

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

町立保育所2か所で午後8時まで延長保育を行い、希望者には夕食を提供しています。また、私立保育所1か所、小規模保育所1か所、私立認定こども園2園においても延長保育を実施されており、今後のニーズ量を確保していきます。

事業概要：保護者の勤務時間等により利用認定を受けた時間帯を超えて保育が必要な児童を対象に、別途料金を徴収のうえで、延長保育を実施しています。

図表 時間外保育事業（延長保育事業） 量の見込みに対する確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人	311	313	306	304	303
確保方策（B）	人	525	525	525	525	525
需給の過不足（B－A）	人	214	212	219	221	222

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

現在、町立小学校3校の敷地内に3か所（6棟）設置されている町立の学童保育室と、私立の放課後児童クラブがありますが、町立においては定員を超えて面積要件の範囲で受け入れている学童保育室もあり、ニーズ量に対する供給方法の検討をすすめます。

また、生涯学習事業や学校等との連携に努め、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進していきます。

事業概要：保護者が不在（労働・疾病など）で放課後留守になるご家庭の小学生の児童を、町立小学校3校それぞれに、斑鳩学童保育室、斑鳩西学童保育室、斑鳩東学童保育室の3室を設け、放課後に適切な遊びと生活の場を提供し、その健全育成をはかります。

図表 放課後児童健全育成事業（学童保育） 量の見込みに対する確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人	452	441	450	446	437
1年生	人	154	134	153	138	134
2年生	人	103	118	104	119	107
3年生	人	96	83	96	85	97
4年生	人	58	67	58	64	57
5年生	人	27	26	27	26	29
6年生	人	14	13	12	14	13
確保方策（B）	人	455	455	455	455	455
需給の過不足（B－A）	人	3	14	5	9	18

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の事由により一時的に児童を養育できない場合に、原則として7日以内、児童福祉施設等で養育・保護する「ショートステイ事業」を実施しています。

今後も一定のニーズ量が見込まれるので、事業を継続して実施していきます。

事業概要：保護者が入院や通院、出張などの理由で、一時的に家庭で児童をみられなくなった時に、児童養護施設、乳児院で、宿泊をとまって児童を預かります。

図表 子育て短期支援事業（ショートステイ） 量の見込みに対する確保方策

単位：年間

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人日	55	54	53	53	54
確保方策（B）	人日	100	100	100	100	100
需給の過不足（B－A）	人日	45	46	47	47	46

(4) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センター（生き生きプラザ斑鳩）を拠点に、「つどいの広場」、「子育て相談」、「子育て支援講座」を開催しています。

今後、親や子の交流の充実に向けて事業を拡大するとともに、「こども誰でも通園制度」に地域子育て支援拠点を活用することを検討します。

事業概要：生き生きプラザ斑鳩（総合保健福祉会館）を子育て支援拠点として、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供しています。また、地域の子育て関連情報の提供や、子育て支援に関する講座なども実施しています。

図表 地域子育て支援拠点事業 量の見込みに対する確保方策

単位：年間

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人回	759	764	747	742	738
確保方策（B）	か所	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	か所	1	1	1	1	1
その他	か所	0	0	0	0	0

(5) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

令和8年度から、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として実施される「こども誰でも通園制度」（1人1か月10時間上限）に向けて、地域子育て支援拠点や町内の保育所、認定こども園、小規模保育園、認可外保育施設を活用するなど、受け入れ準備をすすめます。

図表 こども誰でも通園制度 量の見込みに対する確保方策

単位：人日

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み（延べ人数）	-	12	24	36	48
	確保方策（延べ人数）	0	12	24	36	48
1歳児	量の見込み（延べ人数）	-	12	24	36	48
	確保方策（延べ人数）	0	12	24	36	48
2歳児	量の見込み（延べ人数）	-	12	24	36	48
	確保方策（延べ人数）	0	12	24	36	48

(6) 一時預かり事業

①一時預かり事業（幼稚園型）

現在、町立幼稚園2園、私立認定こども園2か所で、在園児を対象とした預かり保育を実施しています。2号認定による利用にも対応し、平日の保育時間終了後だけでなく、長期休業中の預かり保育を実施されています。

事業概要：幼稚園や認定こども園の正規の教育時間終了後や、春休みや夏休みなどの長期の休業日に、幼稚園に在籍する園児を、一時的に預かります。

図表 一時預かり事業（幼稚園型） 量の見込みに対する確保方策

単位：年間

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人日	14,686	15,920	17,022	18,190	19,466
確保方策（B）	人日	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
需給の過不足（B-A）	人日	12,314	11,080	9,978	8,810	7,534

②一時預かり事業（幼稚園型を除く）

現在、町立保育所1か所、私立保育所1か所、認定こども園2園、小規模保育事業所1か所で一時預かり保育を実施しています。また、ファミリー・サポート・センター事業を実施し、登録会員どうしによる地域の子育て援助サービスが活発に利用されています。

引き続き子育てサポーターの養成などに取り組み、行政と民間の協働による子育て支援の展開により、今後のニーズ量を確保できると考えています。

事業概要：病気等による緊急時や育児疲れなどのために家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、一時的に預かります。

図表 一時預かり事業（幼稚園型を除く） 量の見込みに対する確保方策

単位：年間

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人日	464	583	679	786	892
確保方策（B）	人日	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
一時預かり事業	人日	480	480	480	480	480
子育て援助活動支援事業 （子育てサポートクラブによる託児サービスを含む）	人日	600	600	600	600	600
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	人日	10	10	10	10	10
需給の過不足（B－A）	人日	626	507	411	304	198

(7) 病児保育事業

令和2年1月から奈良県西和医療センター内で病児保育事業を実施しています（西和広域5町での共同実施）。

事業概要：病気の治療や回復期にあり、幼稚園、保育所での集団生活が困難な場合で、保護者の仕事等により、家庭で保育できない児童を医療機関などの専用施設で預かります。

図表 病児保育事業 量の見込みに対する確保方策

単位：年間

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人日	115	116	113	112	111
確保方策（B）	人日	288	288	288	288	288
病児保育事業 病児・病後児対応型	人日	288	288	288	288	288
病児保育事業 体調不良児対応型	人日	0	0	0	0	0
病児保育事業 非施設型（訪問型）	人日	0	0	0	0	0
子育て援助活動 支援事業 （病児・緊急対応）	人日	0	0	0	0	0
需給の過不足（B－A）	人日	173	172	175	176	177

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター等）（就学児）

ファミリー・サポート・センター事業を実施し、登録会員どうしによる地域の子育て援助サービスが活発に利用されています。

事業概要：育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）が会員登録をして、相互援助活動を有償で行う制度です。事務局は、町（子育て支援課）で相互援助活動に関する連絡、調整等を行います。

図表 子育て援助活動支援事業（就学児） 量の見込みに対する確保方策

単位：週間

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人日	81	79	80	81	78
確保方策（B）	人日	100	100	100	100	100
需給の過不足（B－A）	人日	19	21	20	19	22

(9) 利用者支援事業

こども家庭センターにおいて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた対応まで、切れ目ない支援を行っていきます。

事業概要：保育サービス等に関する相談や情報提供を行います。

■基本型：子どもとその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

■特定型：待機児童の解消等をはかるため、地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。

■こども家庭センター型：母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない相談支援を実施します。

図表 利用者支援事業 量の見込みに対する確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	か所	1	1	1	1	1
基本型	か所	0	0	0	0	0
特定型	か所	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
確保方策（B）	か所	1	1	1	1	1
基本型	か所	0	0	0	0	0
特定型	か所	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
需給の過不足（B－A）	か所	0	0	0	0	0

図表 妊婦等包括相談支援事業 量の見込みに対する確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人	597	588	579	570	561
確保方策（B）	人	597	588	579	570	561
需給の過不足（B－A）	人	0	0	0	0	0

（10）妊婦健康診査

妊婦に対する健康診査などの施策を推進しています。

現在、町により各事業が実施されており、今後のニーズ量を確保できると考えています。

事業概要：妊娠中の健康管理と胎児の健やかな成長をはかるため、妊婦健康診査の助成を行います。また、妊婦の歯周疾患により早産や低出生体重児の危険性が高まることから、これらを予防するため妊婦の歯周疾患検診を行います。

図表 妊婦健康診査 量の見込みに対する確保方策

単位：年間

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人回	2,392	2,352	2,320	2,280	2,248
確保方策（B）	人回	2,392	2,352	2,320	2,280	2,248
需給の過不足（B－A）	人回	0	0	0	0	0

(11) 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業を推進しています。現在、町により各事業が実施されており、今後のニーズ量を確保できると考えています。

事業概要：産院や助産院で産後ケアを利用し、心身のケアや育児のサポート等を行うことにより、産後も安心して子育てができるように支援する。

図表 産後ケア 量の見込みに対する確保方策

単位：年間

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	件	140	138	136	134	132
確保方策（B）	件	140	138	136	134	132
需給の過不足（B－A）	件	0	0	0	0	0

(12) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業を通じて、養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握します。

現在、町により各事業が実施されており、今後のニーズ量を確保できると考えています。

事業概要：出産後に保健師・助産師が訪問し、健康状態の確認や必要な保健指導、健康や育児に関する相談に応じます。

図表 乳児家庭全戸訪問事業 量の見込みに対する確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人	199	196	193	190	187
確保方策（B）	人	199	196	193	190	187
需給の過不足（B－A）	人	0	0	0	0	0

(13) 養育支援訪問事業

児童虐待等防止補助員を配置し、見守りの必要な家庭を訪問するなど、適切な支援につなげます。

事業概要：町や児童相談所において、児童虐待通告のあった家庭等を訪問し、児童に係る目視による安全確認と相談・援助等の支援を行います。

図表 養育支援訪問事業 量の見込みに対する確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人	12	12	12	12	11
確保方策（B）	人	40	40	40	40	40
需給の過不足（B－A）	人	28	28	28	28	29

(14) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

こども家庭センターの機能充実をはかるとともに、要保護児童対策地域協議会の構成団体の連携強化をはかり、虐待の予防的支援に努めます。

事業概要：こども家庭センターの相談機能の充実により、必要なサービスや機関の情報提供など、さまざまな支援につなげます。また、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化により、情報の共有、支援の多重化をはかり、行政、学校・園、地域社会などさまざまな関係者が、子どもを守るまちづくりを進めます。

図表 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業 実施予定

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施予定の有無	有	有	有	有	有

(15) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等が
いる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、
家事・子育て等の支援を実施します。

図表 子育て世帯訪問支援事業 量の見込みに対する確保方策

単位：延べ人数

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人	40	40	40	40	39
確保方策（B）	人	40	40	40	40	40
需給の過不足（B－A）	人	0	0	0	0	1

(16) 児童育成支援拠点事業

家庭や学校に居場所のない児童等への居場所づくりとして、放課後の学習支援や、不登
校児童生徒を対象としたフリースペースの設置、民間のこども食堂への運営支援などを
行い、居場所を必要とする子どもたちの健全育成をはかります。

図表 児童育成支援拠点事業 量の見込みに対する確保方策

単位：実人数

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人	155	155	155	155	154
確保方策（B）	人	170	170	170	170	170
需給の過不足（B－A）	人	15	15	15	15	16

(17) 親子関係形成支援事業

児童の発達に悩みや不安を抱えている保護者とその児童に対し、グループワーク等を通じて支援を行うため、ペアレントトレーニングを実施しています。また、専門家による相談事業により、親子間における適切な関係性の構築の支援をはかります。

図表 親子関係形成支援事業 量の見込みに対する確保方策

単位：実人数

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	人回	18	18	18	18	18
確保方策（B）	人回	20	20	20	20	20
需給の過不足（B－A）	人回	2	2	2	2	2

(18) 実費徴収に伴う補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、新制度に移行していない幼稚園における副食費を助成します。また、保育所等において、日用品、行事代などにかかる実費徴収にともなう補足給付事業を実施します。

図表 実費徴収に伴う補足給付事業化事業 実施予定

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施予定の有無	有	有	有	有	有

4 教育・保育の一体的提供および推進に関する 体制確保の内容

(1) 教育・保育施設の再編

私立認定こども園等の開園支援を行い、令和6年4月に幼保連携型認定こども園2園が開園するなど、保育ニーズの充足に努めましたが、入所希望者が急増し、年齢によってはすでに定員に達している状況です。一方、町立幼稚園の園児数は減少傾向であり、定員に余裕のある状況が続いています。

現在、町立保育所2園、私立保育所1園、私立認定こども園2園、私立小規模保育所1園において保育を実施していますが、今後、教育・保育施設の再編等の検討をすすめ、ニーズ量に対する供給が充足できるよう努めます。

(2) 質の高い幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の役割 およびその推進方策

乳幼児の発達が連続性を有するものであることや、乳幼児の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、就学前教育の充実や多様な保育サービスと受け入れ体制の充実に努めるとともに、地域子育て支援センター事業など、さまざまな取り組みにより家庭での子育て・教育への支援の充実をはかります。

また、「こども誰でも通園制度」の導入に向け、地域の子育て支援関連施設も活用して、準備を進めていきます。

(3) 幼児期の教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続 （幼保こ連携）の取り組みの推進

斑鳩町「幼保こ小」連携推進会議を実施し、小学校教諭、町立・私立の保育所・幼稚園、認定こども園の保育士・教諭等が、定期的に意見交換しながら、質の高い就学前教育の提供につなげていきます。また、小学校への体験入学、就学相談などをとおして、幼稚園・保育所等と小学校の連携を深めていきます。

さらに、新生児から青少年までを対象とした相談事業相互の連携に努め、就学前児童から小学生への支援の引き継ぎ等の円滑化を推進します。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

斑鳩町では、保育所・認定こども園の保育料を国基準の80%に軽減しています。

また、国の基準より階層を細分化することで、保護者の所得に応じて、きめ細やかな保育料設定として、子育てを応援しています。

さらに、多子世帯の負担軽減をはかるため、同時在園等の3歳未満児について、保育料を国基準の2分の1から、町単独事業で無償化します。(令和7年4月実施予定)。

6 障害児施策の充実

(1) 障害児福祉計画との連携

「斑鳩町障害児福祉計画」と連携し、子どもが健やかな成長を実現できるよう、乳幼児から学校卒業まで、一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できる体制の構築をはかります。

(2) 相談体制の充実

新生児からの相談体制の充実により、さまざまな障害等について情報を提供します。また、相談内容に応じて相談事業相互が連携をとりあいながら、児童や保護者への支援につなげていきます。

(3) 早期発見・早期療育

妊婦や乳幼児の健康診査を推進し、障害の原因となる疾病等の早期発見と早期治療につながるよう努めます。医療費助成などの経済的な支援に取り組み、支援の必要な子どもが地域で安心して生活できるようにします。

療育体制の充実をはかる観点から、幼児を対象とする療育教室や、児童への障害児福祉サービスの提供を通じて、社会生活などの調和的発達を促すとともに、保護者への支援をはかります。

(4) 特別支援教育の充実

就学前教育や学校教育において、特別な支援を必要とする園児・児童・生徒に対して、個々の障害の状態や特性、発達段階、適性などに応じた保育や特別支援教育の充実に努めます。

(5) 医療的ケア児への対応

日常生活を営むために医療を要する状態にある医療的ケア児に対して、身近な地域で教育・保育をうけることができるよう必要な支援を行っています。今後も、安心して日中の活動ができるよう就学前および小・中学校における医療ケア児への対応の充実に努めます。

7 児童虐待防止の取り組み

(1) 要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関の連携・協力

児童虐待対応のための体制整備として、「斑鳩町要保護児童対策地域協議会」を設置し、子どもの置かれた状況を見極め、それぞれの子どもや家庭に最も効果的な援助を行うための情報交換や、支援内容の協議を行います。

協議会には、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を置き、児童相談所、中和福祉事務所、郡山保健所、西和警察署、医師会、歯科医師会、町内の教育・保育施設・学校、町行政など、各関係機関の委員が連携・協力のもと、要保護児童対策に取り組み、児童虐待の未然防止、早期発見、対応力の向上に努めます。

さらに、要保護児童対策地域協議会の調整機関には、専門研修を受講した専門職を配置し、対応力の強化に努めます。

(2) 子どもの権利擁護

子どもがもつ基本的な権利である「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」が守られるよう普及啓発に努めます。

特に、暴力や危ないことなどから守られるため、体罰や暴力、暴言によらない子育て等を推進します。

(3) こども家庭センターの充実

令和6年4月に開設した「こども家庭センター」により、母子保健と児童福祉の連携をより一層強化し、一体的な支援体制を構築します。また、専門職や地域の関係機関と連携を深め、妊娠期からの切れ目のない支援により「子育てしやすいまち」のさらなる充実をめざします。

(4) 発生予防・早期発見・早期対応

母子保健事業や、乳児家庭全戸訪問事業の実施を通じて、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握します。

また、つどいの広場事業、子育て相談、子育て支援講座、療育教室、ファミリー・サポート・センター事業など、さまざまな子育て支援事業を実施することにより、子育て世帯の孤立化を防ぐとともに、子育て相談の機会を設けることで、要保護児童の早期発見や児童虐待の未然防止に努めます。

(5) 養育支援の充実

児童虐待等防止補助員を配置し、見守りの必要な家庭を訪問するなど養育支援訪問事業を推進し、適切な支援につなげます。

また、支援ニーズが高い子ども等に対し、児童虐待等防止補助員や社会福祉協議会等と連携して、積極的に働きかけて情報や支援を届けます。

第5章

母子保健事業について

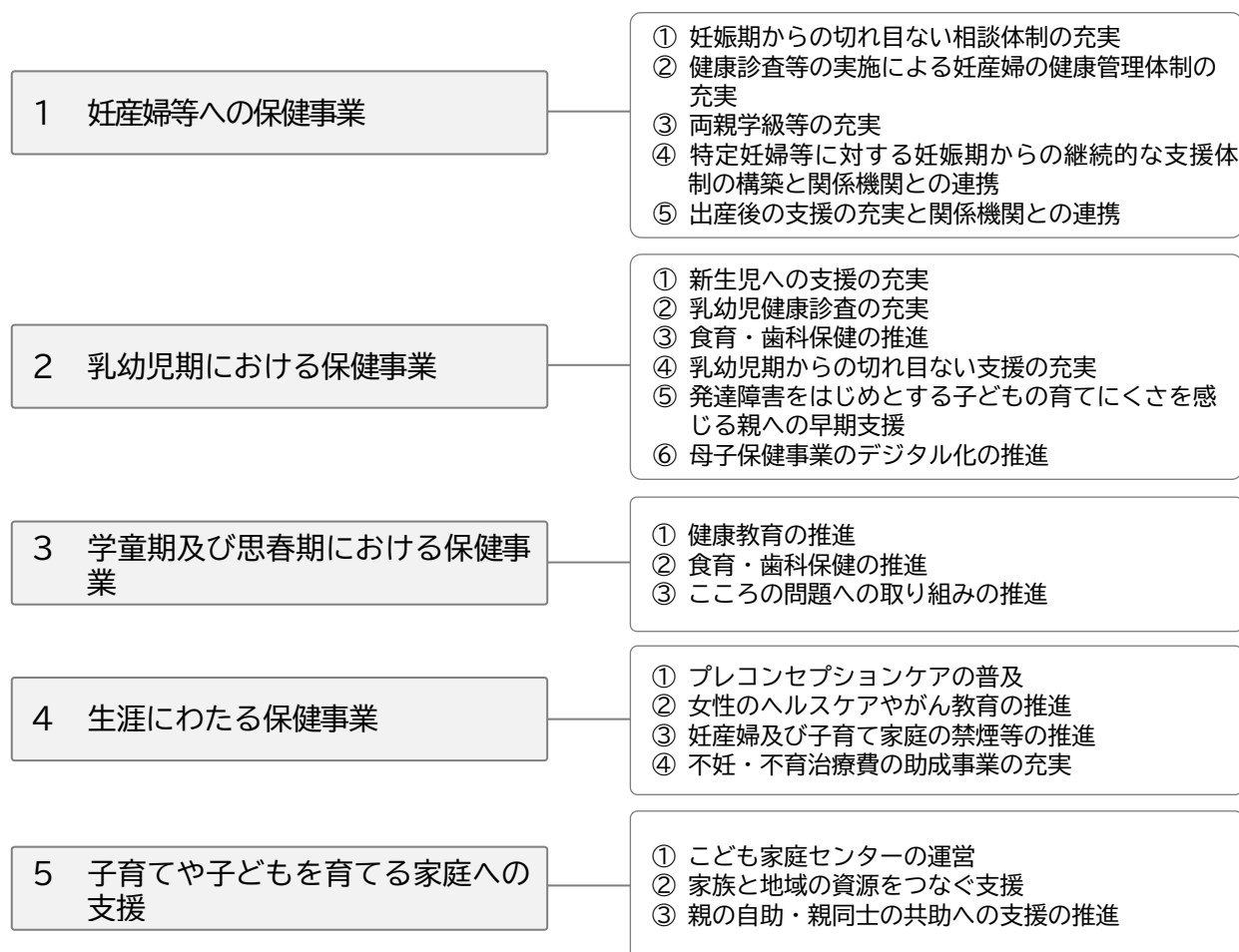
1 基本的な考え方

母子保健事業は、成育基本法（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律）第3条に規定する基本理念に基づき推進していきます。

少子化等に伴い、子育て環境が変化する中で、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるように、医療や福祉、教育等の諸施策と地域での連携のもと、切れ目なく母子保健サービスを提供できるよう、ライフステージごとに取り組み内容を定め、母子保健事業の基本的な考え方を取りまとめたものです。

[ライフステージ]

[取り組み内容]



2 取り組み内容と評価指標

(1) 妊産婦等への保健事業

妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、さまざまなニーズに即した必要なサービスにつなぐ伴走型相談支援を推進することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を推進します。

【主な取り組み】

①妊娠期からの切れ目ない相談体制の充実

- 安心して妊娠・出産に臨めるよう、妊娠届出・母子健康手帳交付時に保健師・助産師による妊婦の全数面談を実施します。
- 支援が必要な妊婦に対して、個別の支援プランを作成し、必要な支援につなげます。
- 望まない（望まれない）妊娠・出産を回避するために、妊娠に関する正しい知識の普及に努めます。
- 助産師が妊娠に関するさまざまな相談に応じます。
- 父親の子育てや家族への関わり方に関する相談に応じます。

②健康診査等の実施による妊産婦の健康管理体制の充実

- 定期的に「妊婦健康診査」「産婦健康診査」の受診勧奨を行い、妊産婦の健康管理を実施します。
- 「妊婦歯周疾患検診」を実施し、歯科疾患の早期発見・早期治療と、妊婦自身や生まれてくる子どもの歯科保健意識の向上をはかります。

③両親学級等の充実

- 妊娠中の身体管理や実際の育児について伝えることで、妊娠中の不安を解消し、安全な分娩と、円滑に育児が始められるよう支援します。
- 母親と父親それぞれの心構えを学び、互いに支えあいながら出産、育児に臨むことができるように支援します。
- 父親同士が交流できる機会をつくり、父親の孤立を防ぐ取り組みをします。

④特定妊婦等に対する妊娠期からの継続的な支援体制の構築と関係機関との連携

- 妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、要支援家庭には個別のサポートプランを作成するとともに、医療機関や関係機関との連携をはかります。
- 虐待の予防や早期発見のため、悩みを抱える妊産婦等の相談支援、若年妊婦や特定妊婦の把握および支援、妊産婦健康診査の未受診者への受診の勧奨等を推進します。

⑤出産後の支援の充実と関係機関との連携

- 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制としての産後ケアを推進します。
- 産後のメンタルヘルスについて啓発するとともに、母親と父親の産後うつ予防と早期支援に努めます。
- 新生児のいる家庭へ全戸訪問するとともに、サポートが必要な母親に向けて、助産師相談や産婦訪問を行います。
- 父親や母親の産後うつや育児不安等、両親のメンタルヘルスの課題を適切に把握し、必要な支援の提供を行います。
- 里帰り出産等においても、関係機関との連携をはかり、早期の状況把握に努めます。
- 多胎妊婦や多胎児の育児経験者家族との交流会の開催や相談支援の実施に加え、産前や産後における家事援助等、育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊産婦等を支援します。
- 専門職の相談体制の充実および産後ケア・グリーフケアの利用を促すことで、産婦の不安を軽減します。

【評価指標】

指標	町ベースライン (令和5年度)	目標値
妊娠届出時に面接を行い、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を行っている割合	100%	100%
妊娠11週以内での妊娠届出率	98.2%	100%
妊婦歯周疾患検診の受診率	31.6%	42.0%
妊産婦相談数	82人	増加
両親学級の初産婦参加率	46.9%	56.0%
父親相談数	—	増加
産後ケア事業の利用率	11.0%	21.5%
産後1か月時点での産後うつのハイリスク者割合	—	減少

(2) 乳幼児期における保健事業

子どもの心身の健やかな成長に向けて、出生後すぐから就学前までの切れ目ない健康診査を実施し、子どもの心身の異常の早期発見を行い適切な支援につなげます。

同時に、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、こども家庭センターと連携して虐待の予防や早期発見を行います。さらに、生涯にわたる健康の維持・増進に向けて乳幼児期から適切な生活習慣が身につけられるよう、乳幼児及び保護者を対象とした育児・栄養相談や教室を開催し、食育や歯科保健の普及啓発を行います。

【主な取り組み】

①新生児への支援の充実

○助産師、保健師が訪問を行い、母子の心身の状況等や養育環境を把握し、保健指導を行うとともに育児に関する情報提供を行い育児不安の軽減をはかります。また、支援が必要な対象者には、適切な支援を行います。

○乳幼児の疾患や異常の早期発見・早期治療について助言し、必要に応じて医療機関との連携をはかります。

②乳幼児健康診査の充実

○生後1か月、3、4か月、9、10か月、1歳6か月、2歳6か月、3歳、5歳の子どもの節目となる時期に、疾病及び育児不安の早期発見に努め、必要に応じた支援を行うため健康診査を実施します。また、新生児聴覚検査、3歳児の屈折検査機器による視覚検査を実施し、早期発見・早期支援につなげます。

○生涯にわたる健康づくりの基盤として重要な乳幼児期における正しい食習慣や睡眠等の生活リズムについて、医師や保健師が助言を行います。

○成長・発達に合わせた情報を提供し、保護者の育児の大変さに寄り添い、育児不安の軽減をはかります。

○発育・発達に課題がある場合（発達障害等）は、各健康診査に応じ育児・栄養・心理・歯科等専門相談を実施して、早期支援に努めます。

○支援が必要な子どもについては、電話や家庭訪問、専門相談等継続的に支援を行います。

③食育・歯科保健の推進

- 発達に応じて離乳食教室を開催し、発育・発達過程に応じて「かむ」ことの大切さやうす味やバランスの良い食習慣への保健指導、共食を推進します。
- ボランティアと協働して料理教室等を開催し「食」に関する知識の習得、及び「食」に対する関心を高め、健全な食生活を実践することができるよう「食育」の大切さについて推進します。
- 歯科の健康教育・健康診査をとおして、正しい食習慣や生活リズム、歯みがき指導等によりむし歯予防の取り組みを推進します。
- 歯、あご等、口腔機能の発達について情報提供し、噛むことの大切さを伝えていきます。

④乳幼児期からの切れ目ない支援の充実

- 妊娠期から出産・子育て期まで伴走型相談支援の充実をはかり、子育て支援を推進します。
- 「かかりつけ小児科医」「かかりつけ歯科医」を持つよう周知に努めます。
- 子どもに多い事故内容と事故防止に関する情報を発信し意識の向上をはかります。

⑤発達障害をはじめとする子どもの育てにくさを感じる親への早期支援

- 子どもの発育・発達、疾病等の問題を早期に発見し、必要に応じて医療機関や発達相談等へ紹介し、障害の特性に応じた療育等が受けられるように支援するとともに関係機関との連携をはかります。
- 就学前の発達に関する5歳児健康診査を実施し、就学へとつなげる体制づくりに努めます。
- 親の多様な支援課題に対し、適切に、サービスや制度、支援機関へとつなげます。
- 親の気持ちに寄り添いながら、信頼関係の構築に努め、医療や関係機関との連携をはかりながら継続的に支援します。

⑥母子保健事業のデジタル化の推進

- 母子保健事業のデジタル化と利活用を進め、健康管理や切れ目ない支援の充実、母子保健事業の質の向上に努めます。

【評価指標】

指標	町ベースライン (令和5年度)	目標値
新生児訪問の訪問実施割合	100%	100%
乳幼児健康診査の未受診率	3・4か月児 1.0% 1歳6か月児 3.9% 3歳児 1.7%	0%
むし歯のない3歳児の割合	91.3%	95%
かかりつけ医をもっている 子どもの割合 (医師・歯科医師)	3・4か月児 59.6% 3歳児 91.8% 3歳児(歯科医師) 37.7%	3・4か月児 65.0% 3歳児 95.0% 3歳児(歯科医師) 40.0%
子どもの仕上げみがきを している割合	1歳6か月児 97.5%	100%
育てにくさを感じたときに 対処できる親の割合	3～4か月児 83.3% 1歳6か月児 92.7% 3歳児 84.7%	95%

(3) 学童期及び思春期における保健事業

学童期及び思春期をととして、生涯の健康づくりに向けた健康習慣の形成のための健康教育を推進します。また、命の大切さや性に関する正しい知識の普及啓発により、お互いを大切に思う気持ちの醸成や将来にわたり豊かな人生が送れるよう支援します。

【主な取り組み】

①健康教育の推進

- 児童の抱える健康問題を教育委員会と共有し、連携強化をはかります。
- 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持、その他の生活習慣に関する正しい知識の普及について、学校保健と連携し推進します。
- 生徒が性に関する正しい知識を習得し、自分と相手の性を大切にできるよう、学校保健と連携し推進します。

②食育・歯科保健の推進

- 学校や家庭・地域等と連携した食育の推進をはかります。
- さまざまな機会を捉え、健全な口腔機能の保持・増進をはかります。

③こころの問題への取り組みの推進

- こども家庭センター・養護教諭・スクールカウンセラーと連携し、こころの問題を抱えた児童に対する取り組みを推進します。

【評価指標】

指標	町ベースライン (令和5年度)	目標値
児童・生徒における痩身傾向児の割合	(小学5年生) 男子 7.5% 女子 5.7%	減少
児童・生徒における肥満傾向児の割合	(小学5年生) 男子 3.0% 女子 5.7%	減少
むし歯のない十代の割合	(令和4年度) 86.8%	95%
歯肉に疾病・異常がある十代の割合	(令和4年度) 11.1%	10%
未成年の喫煙率	(令和4年度、中学生) 男子 0.0% 女子 1.0%	0%
未成年の飲酒率	(令和4年度、中学生) 男子 10.1% 女子 7.5%	0%

(4) 生涯にわたる保健事業

思春期や更年期に至る女性が各ライフステージにおいて適確に自己管理を行えるように女性のヘルスケアやがん教育を推進するとともに、男女を問わず、妊娠前からの望ましい健康管理を促すプレコンセプションケアと妊産婦及び子育て家庭の健康増進に向けた普及啓発に努めます。また、不妊・不育治療を望む夫婦に対する助成を行い、妊娠を希望する夫婦の支援を行います。

【主な取り組み】

① プレコンセプションケアの普及

- 男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及をはかり、妊娠前からの適切な健康管理に向けて普及啓発を行います。
- 妊娠・出産における痩せや肥満のリスクを踏まえ、望ましい食生活の実践、適切な健康管理に向けて普及啓発を行います。

②女性のヘルスケアやがん教育の推進

- 女性が健康の保持増進ができるよう、運動できる取り組みを推進します。
- 骨密度測定、骨粗しょう症検診の実施により、骨粗しょう症の予防と周知啓発をはかります。
- 子宮頸がん、乳がん等の女性のがんに対する知識、検診等の啓発を行います。
- 妊産婦の望ましい健康管理について、周知啓発をはかります。

② 妊産婦及び子育て家庭の禁煙等の推進

○受動喫煙が健康に及ぼす影響について周知啓発をはかり、家庭内の受動喫煙対策や子育て世代の喫煙率の低下をはかります。

○飲酒が胎児や乳児に及ぼす影響等について正確な情報の提供をはかることで、妊産婦の飲酒防止をはかります。

④不妊・不育治療費の助成事業の充実

○不妊治療または不育治療を受ける夫婦に対して費用助成を行い、経済的負担を軽減します。

【評価指標】

指標	町ベースライン (令和5年度)	目標値
女性のやせの割合(BMI 18.5未満)の割合	(20～30歳代) 15.6%	13%
骨密度測定・骨粗しょう症検診の受診率	(骨密度測定) 1.5% (骨粗しょう症) —	増加
妊婦の喫煙率	1.6%	0%
妊娠中のパートナーの喫煙率	—	減少
育児期間中の母親の喫煙率	3.7%	減少
育児期間中の父親の喫煙率	25.7%	減少

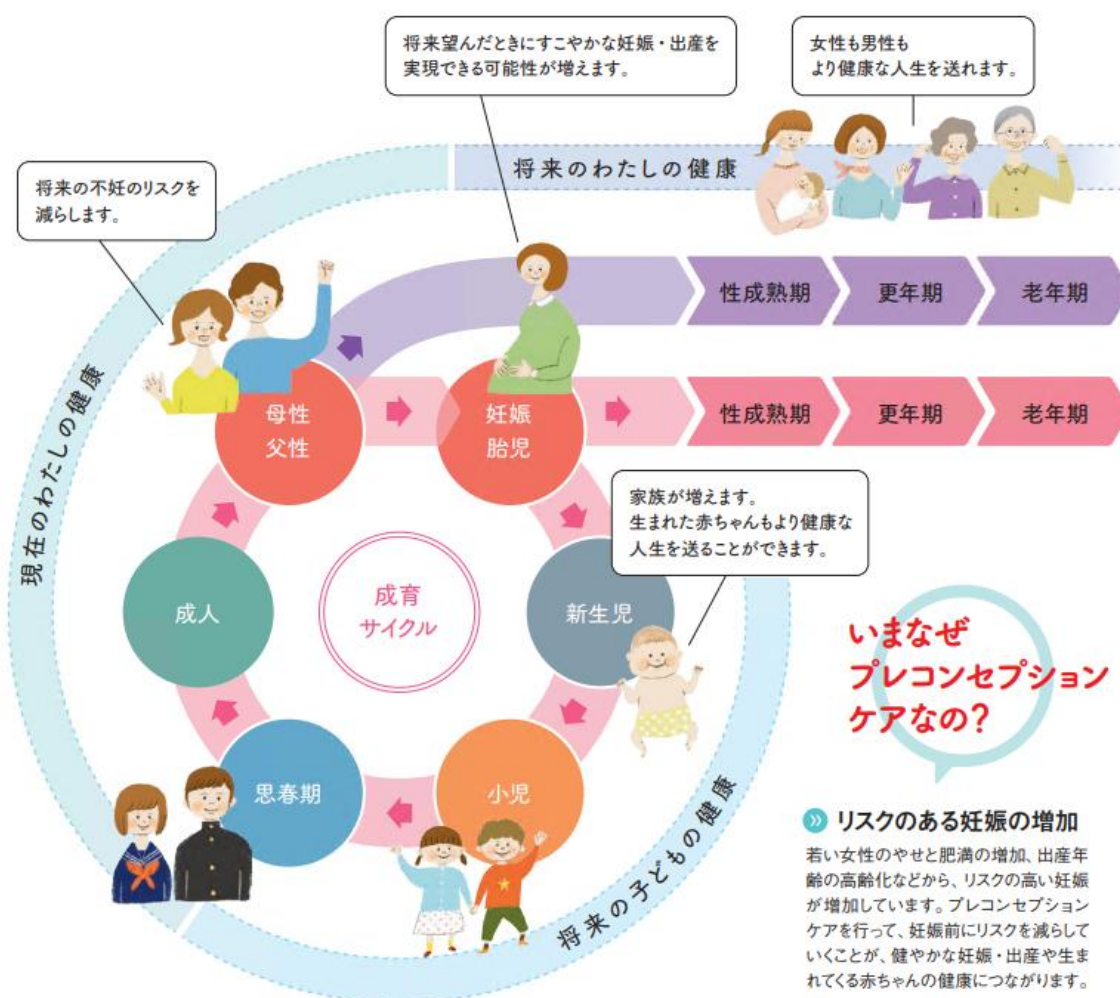
プレコンセプションケアとは？

≫ “プレコン”（プレコンセプションケア）は今と未来の自分だけでなく、次世代すなわち、未来の子どもたちの健康にもつながります。

「プレコンセプションケア」は、若い男女が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康と向き合うこと。次世代を担う子どもの健康にもつながるとして、近年注目されているヘルスケアです。早い段階から正しい知識を得て健康的な生活を送ることで、将来の健やかな妊娠や出産につながり、未来の子どもたちの健康の可能性を広げます。

いまは妊娠や出産を考えていなくても、プレコンセプションケアを実施することでいまの自分をもっと健康になって、人生100年時代の満ち足りた自分（well-being）の実現につながります。元気で満ち足りたからだところをめざすことは、とてもすばらしいことです。

プレコンセプションケアは、より豊かで幸せな人生へと、皆さんを導いてくれるでしょう。



≫ 不妊の増加

「生理不順を放置していた」「生理痛をがまんしていた」などが将来の不妊の原因となることがあります。妊娠や出産に関する正しい知識を得て行動し、将来の不妊のリスクを減らしましょう。

≫ 人生100年時代を生きるために

子どもを持つ選択をするかしないにかかわらず、プレコンセプションケアを実施することで、より豊かな人生につながるでしょう。

出典：国立成育医療研究センター

(5) 子育てや子どもを育てる家庭への支援

少子化や核家族化が進む中で、子育てに関しての地域のつながりの希薄化等により、子育て家庭が孤立することなく、誰もが地域で安心して子育てできるよう、地域における子育てに関する理解を深めるとともに、保護者同士の交流の促進や身近で相談しやすい体制の充実をはかります。また、子どもの虐待を防ぎ、すべての子どもが健やかに成長できるよう、地域ぐるみの見守り体制を強化します。

【主な取り組み】

① こども家庭センターの運営

- 妊産婦、子育て家庭、子どもへの身近な相談機関との連携をはかり、子育て家庭に対する包括的な支援を行います。
- 若年妊婦や特定妊婦の把握及び支援、妊産婦健康診査の未受診者への受診の勧奨等を推進し、児童虐待の予防や早期発見に努めます。
- 妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、さまざまなニーズに即した必要なサービスにつなぐ伴走型相談支援を活用した子育て支援を推進します。
- 乳幼児健康診査未受診者の状況把握に努め、健康状況や養育状況を確認し、必要な支援を行います。

② 家族と地域の資源をつなぐ支援

- 地域子育て支援センターやつどいの広場、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育等の周知・啓発を行うとともに、連携をはかりながら必要な支援を行います。

③ 親の自助・親同士の共助への支援の推進

- 両親学級等を通して、参加者同士の交流を行い、地域での仲間づくりを推進するとともに、育児不安の軽減に努めます。
- 父子健康手帳や両親学級等を通して、育児や家事等を家族が協力して行うことができるように推進します。

【評価指標】

指標	町ベースライン (令和5年度)		目標値	
乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	3～4か月児	95.3%	3～4か月児	96.0%
	1歳6か月児	90.4%	1歳6か月児	91.0%
	3歳児	73.6%	3歳児	74.0%
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	1歳6か月児	96.9%	97.0%	
	3歳児	96.5%		
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	3～4か月児	84.4%	3～4か月児	92.0%
	1歳6か月児	76.0%	1歳6か月児	85.0%
	3歳児	74.6%	3歳児	75.0%
妊娠・出産について満足している者の割合	91.2%		100%	
積極的に育児をしている父親の割合	3～4か月児	67.0%	70%	
	1歳6か月児	64.9%		
	3歳児	62.7%		



子ども・子育て支援関連施策の推進

1 子どもの権利と安全が守られるまち

(1) 子どもが権利の主体であることの社会全体での共有

「子育て応援宣言のまち」として、子どもを権利を持ったひとりの人間として尊重し、子どもの健やかな成長・発達への支援を住民みんなですすめられるまちづくりをめざします。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	子育て応援宣言の まちの実践（☆）	「子育て応援宣言のまち」として、子どもたちのために何がもっともよいことを常に考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できるまちづくりを全課で推進する。	全課
2	こどもまんなかア クションの周知 （☆）	子どもや子育て中の方々が気兼ねなく、さまざまな制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業などさまざまな場で、年齢、性別を問わず、全ての人子どもや子育て中の方々を応援する、社会全体の意識改革をすすめるため、周知啓発に努める。	子育て支援課
3	子どもの人権に関 する啓発	人権セミナー等により、子どもを権利を持った一人の人間として尊重するための啓発活動に努める。	住民課 生涯学習課

※表中の（★）は、第2期計画策定後に開始した事業（以下同じ）

※表中の（☆）は、新規事業（以下同じ）

(2) 児童虐待の防止対策の推進とヤングケアラーへの支援

子ども家庭センターを中心に、子どもの困り感や保護者の悩みに寄り添い、すべての子どもたちが、心豊かで元気いっぱい成長できるまちをめざします。

また、児童虐待やヤングケアラーの問題に対応するため、要保護児童対策地域協議会の機能強化や相談・解決のために関係機関の連携・協力体制の充実をはかります。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	こども家庭センター(★)	子育て世代包括支援センター(母子保健)と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)が一体化して令和6年4月に開設した「斑鳩町こども家庭センター」において、保健師・助産師・保育士・公認心理師等の専門職が、子どもや保護者の家庭に関する悩みを聴き、面接や電話、訪問等で継続的に支援する。 また、総合的な支援を通じて、児童虐待の防止につなげる。	健康対策課 子育て支援課
2	要保護児童対策地域協議会による虐待の早期発見・防止	要保護児童対策地域協議会に専門職員を配置し、見守りの必要な家庭に関する情報交換を行うとともに支援内容について協議を行う。また、担当者による実務者会議や必要に応じてケース検討会議を開催し、細やかな支援に努める。	子育て支援課
3	ヤングケアラーの支援(★)	斑鳩町ヤングケアラー支援マニュアル(令和4年12月策定)にもとづき、行政、学校・園が連携して、ヤングケアラーの早期発見と早期支援につとめる。	子育て支援課 健康対策課 教育委員会事務局総務課 福祉課 生涯学習課
4	養育支援の充実	児童虐待等防止補助員を配置し、虐待などの通報のあった家庭等、見守りの必要な家庭を訪問し、支援につなげる。	子育て支援課
5	支援対象児童等見守り強化事業(★)	支援ニーズが高い子ども等を見守り、積極的に働きかけて情報・支援を届ける。(社会福祉協議会に委託)	子育て支援課 社会福祉協議会
6	子育て世帯・ヤングケアラー支援ヘルパーの派遣(☆)	18歳までの子どもや保護者で支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣し、家庭や育児の援助を行うサービスを提供し、ヤングケアラー支援・予防にもつなげる。	子育て支援課

(3) ノーマライゼーションのまちづくり

発達に心配のある児童への療育、教育、進路指導の充実をはかり、障害のある児童を対象とした放課後等デイサービスなどの障害児福祉サービスなどの充実に努めます。

また、障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど、特別な支援が必要な子どもが早期に適切な支援が受けられるよう相談体制を充実するとともに、関係機関との連携強化に努めます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	療育教室	心身の発達などについて心配のある幼児を対象に、遊びを通して、身体の発育、知的活動、情緒の安定、社会生活などの調和的発達を促し、豊かに伸びゆく可能性を引き出すとともに、保護者の支援をはかる。	福祉課
2	ペアレントトレーニングの開催	障害や発育に特性のある児童の保護者を対象に、専門的な知識を有する講師から、子どもの行動理論や具体的な対応のしかたを伝え、家庭での児童の関わり方を通じて、児童の健やかな発達を促す。	福祉課
3	発達障害支援相談体制の整備（一次相談の実施）（★）	乳幼児の発達の遅れに不安を感じている保護者に対し、就園・就学にいたる療育や家庭教育についての相談体制を充実し、支援が必要と思われる乳幼児の就園・就学を円滑にすすめ、保護者の不安軽減をはかる。	健康対策課 福祉課 教育委員会事務局総務課
4	障害児福祉サービスの提供	障害のある児童に対して日常生活における基本的な動作の指導、集団生活の適応訓練等、必要なサービスを提供する。	福祉課
5	就学相談	小・中学校への就学等にかかる教育相談を実施。教育支援委員会と連携し、より適正な就学指導を行う。	教育委員会事務局総務課
6	通級指導教室	町立小学校において、ことばや発達など、一人一人の学習の困難さに応じて指導や訓練を行う教室を、県の加配教員の配置を受けて運営する。	教育委員会事務局総務課
7	医療的ケア児の受け入れ（★）	日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）が身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、町立保育所・幼稚園、小・中学校における医療的ケア児への対応の充実に努める。	教育委員会事務局総務課 子育て支援課
8	町立保育所への作業療法士の派遣	町立保育所において、障害のある児童の状況を把握し、個々に応じた保育を実施するため、作業療法士を定期的に派遣し、保育士に対し、児童の発育・発達に応じた関わり方について適切な指導を行う。	子育て支援課
9	補装具費の支給	身体の失われた部位や機能を補って日常生活を容易にするため、義肢、装具、車いす、補聴器等の補装具の交付・修理にかかる費用を助成する。	福祉課
10	日常生活用具の給付	在宅の障害者を対象に介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報意思疎通支援用具、排泄管理支援用具など日常生活に係る支援用具を給付する。	福祉課

(4) 犯罪や自殺などから子どもを守る取り組み

子どもたちが事故や犯罪に巻き込まれることのないよう、歩道整備や防犯カメラの設置など、安全・安心のまちづくりをすすめます。

子どもが自分自身を守るための防犯教育に取り組むとともに、子どもを地域で見守る地域防犯体制の強化をはかり、子育て家庭に対し犯罪を未然に防ぐための情報提供に努めます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	防犯教育の推進	子どもが自分自身を守る意識や方法を身につけるための教育を推進する。	教育委員会事務局総務課
2	いじめの防止対策(★)	学校教育全体を通じて、いじめを許容しない雰囲気醸成をはかりながら、いじめの早期発見や早期対応に取り組むとともに、家庭や地域等と連携し、子どもに関わる体制を構築する。	教育委員会事務局総務課
3	子ども安全安心メールの配信	地域や学校、警察などから寄せられた斑鳩町や周辺地域の不審者情報を、インターネットを通して保護者の携帯電話に配信し、情報の迅速な伝達をはかる。	教育委員会事務局総務課
4	学校安全ボランティアの募集・支援	通学路や学校内外の巡視と防犯指導など、児童生徒を地域ぐるみで見守る学校安全ボランティアの募集を行うとともにその活動支援を行う。	教育委員会事務局総務課
5	通学路等安全点検	通学路や保育所等の散歩経路の安全点検を関係機関とともに実施する。	教育委員会事務局総務課 安心安全課 建設農林課 子育て支援課
6	安心して歩ける道づくり	通学路等安全点検等による危険箇所について、グリーンベルトの設置やゾーン 30 の設定など、安心して歩ける道づくりをすすめる。	建設農林課 都市創生課 安心安全課 教育委員会事務局総務課
7	交通安全教室	交通ルール・マナー・交通安全意識の普及をはかるため、幼稚園・保育所・小学校で交通安全教室を実施する。	安全安心課
8	こども 110 番の家の設置	子どもを狙った凶悪事件が多発するなか、登下校時などに子どもが不審者から声をかけられたり、追いかけられたりした場合、助けを求めて駆け込むことのできる「こども 110 番の家」を設置する。	安全安心課
9	防犯カメラ設置事業補助金	安全で安心なまちづくりを推進し、自発的な防犯活動を支援するため、防犯カメラを設置しようとする自治会に対し、防犯カメラの設置に要する費用の一部について、補助金を交付する。	安全安心課
10	通学路設置の防犯カメラの運用(★)	小中学校の通学路等(37 か所)に設置した防犯カメラの運用を行う。	安全安心課
11	町立保育園設置の見守りカメラの運用(★)	町立保育園の保育室等に設置した見守りカメラの運用を行う。	子育て支援課
12	生活安全推進協議会による巡回指導	子どもを犯罪から守る活動のため、西和地区地域安全推進委員と連携し、夏休み等の長期休暇中の巡回指導等を行う。	安全安心課
13	自治会防犯灯設置への助成	防犯灯の設置を促進するため、自治会等が行う防犯灯設置工事に要する経費に対し、補助金を交付する。	安全安心課

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
14	自治会防犯灯維持管理への助成	自治会等が設置し維持管理している防犯灯について、地域の防犯に役立てるため、電気料金の全額補助を行う。	安全安心課

(5) 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、困難を抱えている子どもとその家庭を支援し、子どもの貧困対策を推進します。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	就学援助	要保護・準要保護就学援助（所得制限有） 学用品費・新入学児童学用品費（入学前支給有）・ 修学旅行費・野外活動費・給食費・部活動費等の 援助を行う。	教育委員会事務局総務課
2	3歳児以上の幼児教育・保育無償化	3歳から5歳児（年少児～年長児）の保育園・幼稚園・認定こども園などの保育料を無償とし、国全体で子育て世帯を社会全体で応援する。	教育委員会事務局総務課 子育て支援課 福祉課
3	町独自の保育所保育料の軽減	保育所・認定こども園の保育料を国基準の80%に軽減。また、国の基準より階層を細分化することで、保護者の所得に応じて、きめ細やかな保育料設定として、子育てを応援。さらに、多子世帯の負担軽減をはかるため、同時在園等の3歳未満児について、保育料を国基準の2分の1から、町単独事業で無償化し、子育てを応援する。	子育て支援課
4	学校・幼稚園・保育所、認定こども園等での給食費の軽減	子育て支援と子どもの食育の推進等のため、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育所等での給食費の負担軽減に努める。	教育委員会事務局総務課 子育て支援課
5	多子世帯に対する学童保育料の軽減	保育の必要な小学生が在籍する町立学童保育室の保育料について、多子世帯に対する保育料を減免する。	生涯学習課
6	生活福祉資金の貸付（修学資金）	低所得世帯に対し、修学に必要な資金を貸し付ける。	社会福祉協議会
7	学習支援事業（スクールサポート）	教員OB等の経験豊かな人材との協働により、その経験を見守り生徒の学習支援に生かし、学力、学習意欲の向上をはかる。	教育委員会事務局総務課
8	子ども食堂への支援（★）	民間の子ども食堂の運営を支援することにより、地域における子どもの居場所づくりと見守りの充実をはかる。	子育て支援課
9	フードドライブ事業（★）	食品ロスを解消し、食品を必要としている人々につなぐ「フードドライブ」を実施する。	社会福祉協議会
10	斑鳩町子ども・子育て支援に係る給食費補助金	新制度に移行していない幼稚園について、低所得世帯（年収360万円未満相当）および第3子以降を対象に副食費の一部補助を実施。 ※実費徴収にともなう補足給付事業	教育委員会事務局総務課
11	実費徴収にともなう補足給付事業（★）※再掲	保育所、町立幼稚園において、生活保護世帯等を対象に日用品、行事代などの実費徴収額の費用の一部助成を実施する。	子育て支援課 教育委員会事務局総務課

2 身近に支えがあり、仲間がいるまち

(1) 家庭での子育て・教育への支援

こども家庭センターと地域子育て支援センターを中心に、子育て全般に関する支援を行います。

今後、親や子の交流の充実に向けて事業を拡大するとともに、「こども誰でも通園制度」に地域子育て支援拠点を活用することを検討します。

さらに、男女がともに子育てに参画する環境の中で、子どもたちが健やかに育つよう、男女共同参画社会の推進をはかります。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	こども家庭センター(★) ※再掲	子育て世代包括支援センター(母子保健)と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)が一体化して令和6年4月に開設した「斑鳩町こども家庭センター」において、保健師・助産師・保育士・公認心理師等の専門職が、子どもや保護者の家庭に関する悩みを聴き、面接や電話、訪問等で継続的に支援する。	健康対策課 子育て支援課
2	地域子育て支援センター	地域の子育て支援情報の収集・提供を行い、子育て全般に関する支援を行う拠点として、子育てルーム・相談室・療育教室からなる「地域子育て支援センター」を生き生きプラザ斑鳩に設置。つどいの広場の運営、臨床心理士等による育児相談や子育て支援講座をととして、子育て支援の輪を広げるよう努める。また、こども誰でも通園制度の実施に役立てることを検討する。	子育て支援課
3	家庭教育講座の開催	育児に関する悩みを解消し、家庭教育の持つ社会的責任について認識を深めることができるよう、家庭教育に関する講座等を開催する。	生涯学習課
4	保育所・幼稚園・認定こども園での地域子育て支援事業の充実	町立保育所と町立幼稚園を拠点として、園庭開放等をととして、未就園児とその保護者を対象に、相談援助や情報提供を行う。また、私立の認定こども園における子育て支援事業の推進に努める。	教育委員会事務局総務課 子育て支援課
5	DV防止の啓発	DV防止啓発パネルの展示や広報紙・ホームページへの啓発記事掲載等により意識啓発に努める。	政策財政課
6	女性のための相談	「女性のための相談」を実施し、広く女性の悩みを受け付けるとともに、DV等の早期発見に努める。	政策財政課
7	男女共同参画意識の啓発	家庭生活や職場、地域活動・社会活動などにおいて、性別にかかわらず誰でもどんな形でも活躍できるよう男女双方の意識改革を促す。	政策財政課

(2) 新生児からの相談体制の充実

新生児から青少年を対象とした相談事業を体系化し、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について切れ目ない支援を強化します。

また、それぞれの相談事業は互いに連携をとりあいながら、悩みを解消するためのよりよい支援を行うことができるよう努めます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	こども家庭センター(★) ※再掲	子育て世代包括支援センター(母子保健)と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)が一体化して令和6年4月に開設した「斑鳩町こども家庭センター」において、保健師・助産師・保育士・公認心理師・精神保健福祉士等の専門職が、子どもや保護者の家庭に関する悩みを聴き、面接や電話、訪問等で継続的に支援する。	健康対策課 子育て支援課
2	妊産婦訪問指導	妊娠中及び出産直後の家庭を助産師等が訪問し、妊産婦の健康状態の確認、不安や悩みについての相談等を行い、産後うつや新生児への虐待予防をはかるとともに、安心して産み育てられるよう支援する。	健康対策課
3	訪問指導	乳幼児の家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握するとともに、助産師等より専門的な指導を行い、安心して子育てできるよう支援する。	健康対策課
4	乳幼児相談	乳幼児期の心身の発達や育児に関する相談に応じ、子どもの健やかな成長と育児不安の軽減をはかる。	健康対策課
5	心理相談	発達など経過観察が必要な幼児をもつ保護者に対して、心理相談員による助言・相談を実施する。	健康対策課
6	子育て相談(地域子育て支援センター)	乳幼児から中学生を持つ子育て家庭を対象に、「地域子育て支援センター」で、子育て家庭などに対する臨床心理士等による育児相談を実施する。 (※再掲：地域子育て支援センター)	子育て支援課
7	子育て相談(こども家庭センター)	こども家庭センターで、子育て全般について、公認心理師や精神保健福祉士による専門的な相談を実施する。 (※再掲：こども家庭センター)	子育て支援課
8	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置	学齢期の児童生徒・保護者、教職員の悩みに対して、アドバイスを行い、悩みの解消に努めるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置する。	教育委員会事務局総務課
9	青少年悩みごと・教育相談	いじめや不登校、非行など、青少年や保護者からの悩みに対し、専門の相談員が相談を受け、学校等と連携するなど、それぞれの悩みに対して、アドバイスを行い、悩みの解消に努める。	生涯学習課
10	相談事業相互の連携	新生児から青少年を対象とした相談事業が、それぞれ連携をとりあいながら、悩みを解消するためのよりよい支援を行うことができるよう努める。	関係課

(3) 子ども・子育て家庭の交流促進と遊び場の提供

子どもや子育て世代が地域で孤立することがないように、子どもや子育て家庭の親子や子育てサークルが気軽に集える機会や子どもたちが安心して遊ぶことができる場所の提供に努めます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	つどいの広場	子育て家庭の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供するとともに、子育てサポーターによる育児相談や情報の提供を行う。(※再掲：地域子育て支援センター)	子育て支援課
2	公園広場等の維持管理・充実	町管理の公園・広場・史跡(歴史公園)等の維持管理を行うとともに、遊具等の整備を行い、子どもたちが安心して遊ぶことができる場所の提供に努める。	都市創生課 生涯学習課
3	スポーツ施設の整備充実	子どもを含むあらゆる町民の身近なスポーツ拠点として、体育施設の管理運営を行うとともに施設の設備・充実に努め、生涯スポーツの振興をはかる。	生涯学習課
4	一日里親会	ひとり親家庭や両親のいない小・中学生と児童養護施設いかるが園の小・中学生を、町長が親代わりとなって、夏休みの楽しい一日を過ごし、互いの交流をはかる。	社会福祉協議会
5	地域子育て教室(☆)	「いっしょにあそぼ」をテーマに、地域子育て支援センターで、未就園児を対象に遊びをとおして情操をはぐくむ。親子参加形式から導入し、「こども誰でも通園制度」の拡大につなげる。	子育て支援課
6	保育所・幼稚園・認定こども園での地域子育て支援事業の充実 ※再掲	町立保育所と町立幼稚園を拠点として、園庭開放等をとおして、未就園児とその保護者を対象に、相談援助や情報提供を行う。また、私立の認定こども園における子育て支援事業の推進に努める。	教育委員会事務局総務課 子育て支援課
7	離乳食教室	食習慣の基礎が形成される乳幼児期の各時期に、食育の推進や噛んで食べることの大切さを伝え、規則正しい生活習慣を基礎とした健康に対する意識の向上をはかる。	健康対策課
8	絵本の読み聞かせ(ブックスタート)	読み聞かせを通して親子のふれあいや家族の育児参加を促す。	生涯学習課

(4) 親子の健康づくりの支援

妊娠・出産期から新生児期、乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子・父子健康手帳の交付や、各種健康診査等を行い、安心して出産に臨めるよう支援します。

また、乳幼児健診や予防接種を適切な時期に受けられるよう、保健指導に努めるとともに、親の育児力を高めるために各種事業の充実をはかります。

さらに、県や医師会、学校保健など関係機関相互の連携をはかり、連絡調整や情報交換に努めます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	母子・父子健康手帳の交付	妊娠中の母子の健康管理や乳幼児期の成長発達を記録するとともに、妊娠・出産・育児について正しく理解し、夫婦で協力して育児ができるよう支援する。	健康対策課
2	妊婦健康診査	妊娠中の健康管理および胎児の健やかな成長をはかるため、妊婦健康診査の助成を行う。また、妊婦の歯周疾患により早産や低出生体重児の危険性が高まることから、これらを予防するため妊婦の歯周疾患検診を行う。	健康対策課
3	産婦健康診査	産後うつや新生児への虐待予防をはかる観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の助成を行う。	健康対策課
4	両親学級	安心して出産に臨め、親としての自覚を高めることができるよう、妊娠・出産に関する指導を行う。	健康対策課
5	新生児聴覚検査の実施(★)	聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われることで、言語やコミュニケーションの発達に大きな効果が期待されることから、聴覚障害の早期発見につとめ、できるだけ早い段階で適切な支援を行うため、新生児聴覚検査を実施する。	健康対策課
6	乳幼児健康診査	乳幼児の疾病等の早期発見と子育ての支援を行うため、健康診査を実施する。 (1か月児健診、3・4か月児健診、9・10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳児健診、5歳児健診)	健康対策課
7	予防接種の充実	感染症の発生および蔓延を予防するため、子どもの年齢に応じ予防接種を実施する。	健康対策課
8	食育の推進	食育推進計画にもとづき、食生活の基礎を確立し、「食べること」への興味を持たせ、生涯をととして食の大切さを伝える。また、給食等に新鮮で安心な地元食材の活用をはかる。さらに、町内の小・中学校・幼稚園・保育園・認定こども園において、さまざまな食材や活動をととして、食育の推進に努める。	健康対策課 子育て支援課 建設農林課 教育委員会事務局総務課
9	学校定期健康診断	内科検診、歯科検診、結核検診、眼科検診、耳鼻科検診、心電図検診、尿検査を実施する。	教育委員会事務局総務課
10	熱中症予防への配慮(★)	町内の小・中学校・幼稚園・保育園・認定こども園において、夏季の行事や活動の実施に際し、熱中症予防対策に努める。	子育て支援課 教育委員会事務局総務課
11	医療体制の充実	小児医療体制の充実をはかるため、関係機関に働きかけ、医療サービスの向上に努める。	健康対策課

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
12	産後ケア事業の実施	出産後1年以内の母子を対象に、ショートステイやデイケアの利用を通じて母親の心身のケアや育児のサポート等を行うことにより、育児不安の軽減をはかり安心して子育てができる支援体制を確保する。	健康対策課
13	産前・産後ヘルパーの派遣（★）	妊娠中や出産後に支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や育児の援助を行うサービスの提供を実施する。	子育て支援課
14	子育て世帯・ヤングケアラー支援ヘルパーの派遣（☆）※再掲	1歳以上18歳までの子どもや保護者で、支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や育児の援助を行うサービスを提供する。	子育て支援課

（５）経済的な支援への取り組み

安心して子育てができるよう、子育て家庭への経済的負担の軽減に努めます。

また、国や県の支援制度に適切に対応するとともに、制度の充実や配慮について国や県に働きかけていきます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	児童手当（★）	令和6年10月から児童手当制度が拡充され、高校生世代以下の子どもを養育している人に児童手当を支給する。（制度拡充により、所得制限なし）	子育て支援課
2	児童扶養手当	父（または母）と生計を同じくしていない児童、または父（または母）が重度の障害者の場合に、その18歳未満の児童（障害のある場合は20歳まで）を養育している人等に手当支給の相談・手続きを行う。（所得制限あり）（支給は県）	子育て支援課 ※県事業
3	特別児童扶養手当	身体または精神に中程度以上の障害のある20歳未満の児童を養育している人に手当支給の相談・手続きを行う。（所得制限あり）（支給は県）	子育て支援課 ※県事業
4	遺児福祉年金	町単独事業として、町に1年以上居住する18歳未満の遺児で、両親または片親が死亡またはそれと同様の状態にある遺児に遺児福祉年金を支給する。	子育て支援課
5	重度心身障害者等福祉年金	身体障害手帳1～3級所持者、療育手帳A・B所持者、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者に対して重度心身障害者等福祉年金を支給する。	福祉課
6	就学援助 ※再掲	要保護・準要保護就学援助（所得制限有） 学用品費・新入学児童学用品費（入学前支給有）・修学旅行費・野外活動費・給食費・部活動費等の援助を行う。	教育委員会事務局総務課
7	3歳児以上の幼児教育・保育無償化 ※再掲	3歳から5歳児（年少児～年長児）の保育園・幼稚園・認定こども園などの保育料を無償とし、国全体で子育て世帯を社会全体で応援する。	教育委員会事務局総務課 子育て支援課
8	町独自の保育所保育料の軽減 ※再掲	保育所・認定こども園の保育料を国基準の80%に軽減。また、国の基準より階層を細分化することで、保護者の所得に応じて、きめ細やかな保育料設定として、子育てを応援。さらに、多子世帯の負担軽減をはかるため、同時在園等の3歳未満児について、保育料を国基準の2分の1から、町単独事業で無償化し、子育てを応援する。	子育て支援課

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
9	学校・幼稚園・保育所、認定こども園等での給食費の軽減 ※再掲	子育て支援と子どもの食育の推進等のため、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育所等での給食費の負担軽減に努める。	教育委員会事務局総務課 子育て支援課
10	多子世帯に対する学童保育料の軽減 ※再掲	保育の必要な小学生が在籍する町立学童保育室の保育料について、多子世帯に対する保育料を減免する。	生涯学習課
11	子ども医療費助成	乳幼児から高校生年代までの子どもを対象に医療費を助成する。	国保医療課
12	不妊・不育治療費の助成（★）	不妊治療や不育治療を望む夫婦に対し、高額となる治療費の一部を助成する。	健康対策課
13	出産育児一時金の支給	国民健康保険事業として、被保険者の出産に対して、出産育児一時金を支給する。	国保医療課
14	ひとり親家庭等医療費助成	配偶者のない父・母で18歳未満（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人と児童を対象に医療費を助成する。（所得制限あり）	国保医療課
15	心身障害者医療費助成	身体障害者手帳1級～3級または療育手帳A・Bを所持する人を対象に医療費を助成する。（所得制限あり）	国保医療課
16	精神障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級または2級を所持する人を対象に医療費を助成する。（所得制限あり）	国保医療課
17	未熟児養育医療費助成	入院治療が必要な未熟児を対象に治療に要する医療の給付を行う。	国保医療課
18	産前産後の国民年金保険料免除制度	国民年金第1号被保険者が出産した場合、産前産後の一定期間の国民年金保険料が免除となる。	国保医療課
19	育成医療費の給付	身体に障害のある児童、または現存する疾患が障害を残すと思われる児童について、障害・疾患に対する治療費を軽減できるよう助成を行う。	福祉課
20	障害児福祉手当	20歳未満の在宅重度障害児で、常時介護を必要とする方に、手当支給の相談・手続きをする。（支給は県）	福祉課 ※県事業
21	母子父子寡婦福祉資金貸付	母子家庭と寡婦の自立を支援するため、事業開始資金・就学資金等さまざまな貸付の相談・手続きを行う。（貸付は県）	子育て支援課 ※県事業
22	交通遺児等援護会激励金	交通事故や自然災害で父または母を亡くした18歳未満の児童の養育者に激励金支給の相談・手続きを行う。（実施は県社協）	子育て支援課 ※県社協事業
23	J R 定期乗車券割引制度	生活保護または児童扶養手当の支給を受けている世帯は「J R 通勤定期乗車券」を3割引きで購入できる資格証を交付する。	子育て支援課 ※県事業
24	生活福祉資金の貸付（修学資金） ※再掲	低所得世帯に対し、修学に必要な資金を貸し付ける。	社会福祉協議会
25	子ども・子育て支援に係る給食費補助金 ※再掲	新制度に移行していない幼稚園について、低所得世帯（年収360万円未満相当）および第3子以降を対象に副食費の一部補助を実施する。 ※実費徴収にともなう補正給付事業	教育委員会事務局総務課
26	保育所等の購入物品にかかる実費徴収額の助成（★）	生活保護世帯等を対象に、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育所等で購入する日用品、行事代などの実費徴収額の費用の一部を助成する。 ※実費徴収にともなう補正給付事業	子育て支援課 教育委員会事務局総務課

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
27	マタニティ・子育てタクシー利用料金の助成	妊娠中の母体の保護と精神的・経済的な負担の軽減をはかるため、対象者の外出に際するタクシー料金の一部を助成する。令和6年度から、対象年齢、助成額を拡大している。	子育て支援課
28	幼児2人同乗用自転車購入費の助成	6歳未満の幼児2人以上を養育されている人を対象に、安全基準に適合した自転車の購入費の一部を補助する。	子育て支援課
29	紙おむつ類専用指定袋の交付	子育て世代の負担軽減をはかるため、3歳以下の乳幼児を対象に、紙おむつ専用指定袋の交付を行う。	環境対策課
30	妊婦のための支援給付交付金（★）	妊婦及びその配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等を行う伴走型相談支援を推進するとともに、さまざまなニーズに即した必要な支援のために、妊婦のための支援給付交付金を給付する。	健康対策課

3 安心して元気に子育てできるまち

(1) 多様な保育サービスと受け入れ体制の充実

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、病児保育や延長保育、多様な保育サービスの提供に努めます。

また、保育人材の確保に努めるとともに、保育サービスの質の充実をはかります。

さらに、子育てを地域社会全体で支え合うため、子育てサポーターの養成等に取り組みます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	保育ニーズに対応する教育・保育の場の整備	保育所待機児童を発生させないように、保育人材の確保に努めるとともに、保育ニーズに対応した教育・保育の場の整備をはかる。	子育て支援課
2	延長保育事業	町立保育所において、保育所の保育時間外に特に必要と認められる児童に午後8時までの間に保育を行い、希望者には夕食を提供する。 ※町内私立保育所等においても実施	子育て支援課
3	一時預かり事業（幼稚園型を除く）	町立あわ保育園において、保護者の労働や傷病、入院等により家庭での保育が緊急・断続・一時的に困難となる児童を一定の期間保育する。 ※町内私立保育所等においても実施	子育て支援課
4	一時預かり事業（幼稚園在園児の一時預かり）（★）	町立幼稚園において、保護者の労働や傷病、家庭事情により保育の必要な園児を対象とした預かり保育事業を実施する。 ※町内認定こども園においても実施	教育委員会事務局総務課 子育て支援課
5	病児保育事業（★）	県西和医療センター内において、西和5町による広域連携により病児保育事業を実施する。	子育て支援課
6	病児保育の利用助成	西和地域病児保育事業以外の病児保育事業を利用する者に対し、利用料の一部を助成する。	子育て支援課
7	子育て短期支援利用事業	保護者が仕事や疾病、冠婚葬祭等により一時的に児童を養育できない場合に、児童福祉施設等で一定の期間、児童を養育・保護する。	子育て支援課
8	広域保育事業	多様な保育ニーズ（交通手段、勤務地等の理由により町外の保育所を利用）に対応するため市町村を越えて保育を実施する。	子育て支援課
9	手ぶら登園にむけての検討（☆）	町立保育所において、手ぶら登園の実現をめざす。令和8年度から、コットベッドの導入による午睡用ふとんの段階的廃止をおこなう。また、希望者へのサブスクリプションおむつの導入をめざす。	子育て支援課
10	学童保育の充実	共働き家庭やひとり親家庭等の子育てを支援するため、児童数の推移やニーズの動向をみながら適切に運営できるよう学童保育の充実をはかる。	生涯学習課
11	医療的ケア児の受け入れ（★） ※再掲	日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）が身近な地域で必要な支援を行っており、町立保育所・幼稚園、小・中学校における医療的ケア児への対応の充実を努める。	教育委員会事務局総務課 子育て支援課

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
12	障害児受け入れのための体制整備	関係機関と連携し、障害の特性や発達段階などに応じた対応ができるように、保育・教育内容の充実をはかり、子どもが抱える課題や保護者の悩みに寄り添う支援を実施する。	教育委員会事務局総務課 子育て支援課
13	ファミリー・サポート・センター事業（★）	育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人を結ぶ「ファミリー・サポート・センター」事業を実施し、地域による助け合いで各家庭での子育てを支援する。	子育て支援課
14	子育てサポーターの養成	つどいの広場の管理を担う子育てサポートクラブやファミリー・サポート・センターなどのマンパワーの確保に向け、子育てサポーターの養成を促進する。	子育て支援課

（２）子育てと就労等の両立のための環境整備

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、子育て家庭に配慮した働き方の見直し等について、商工会等との連携のもとに、雇用者への啓発や情報提供に努めます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	男女共同参画意識の啓発 ※再掲	家庭生活や職場、地域活動・社会活動などにおいて、性別にかかわらず誰でもどんな形でも活躍できるよう男女双方の意識改革を促す。	政策財政課
2	斑鳩町創業支援センターの運営	創業を希望する人に対する経営計画の作成支援・相談・空き店舗紹介などの創業促進・テレワーク支援などを、ワンストップで行う創業支援の拠点として運営する。コミュニティスペースやキッズスペースを備え、コミュニティの場として誰もがオープンに集える場所とする。	都市創生課
3	労働時間短縮等の促進	仕事優先の企業風土を見直すため、主に町内事業所に対して、労働時間短縮や柔軟な労働形態の普及に向けた啓発を行う。	都市創生課
4	育児休業制度の定着促進	男女ともに育児休業の取得促進について、主に町内事業所に対して、関係機関と連携しながらさまざまな機会を通じて制度の定着をすすめる。	都市創生課
5	企業へのこどもまんなかアクションの周知	主に町内事業所に対して、子どもや子育て中の方々を応援する、社会全体の動きや法制度についての周知や情報提供を行う。	都市創生課

(3) 子どもたちの安全を守るやさしいまちづくり

子どもが安心して歩ける道づくりをめざし、通学路や散歩等園外活動経路の安全点検を行います。

また、交通事故から子どもを守るため、交通ルール・マナーの啓発活動を行うとともに、子どもに対する交通安全教室を実施します。

さらに、公共的施設や公共交通機関等での段差解消、授乳室の設置など、子育て家庭にやさしいまちづくりに努めます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	通学路等安全点検 ※再掲	通学路や保育所等の散歩経路の安全点検を関係機関とともに実施する。	教育委員会事務局総務課 安心安全課 建設農林課 子育て支援課
2	安心して歩ける道づくり ※再掲	通学路等安全点検等による危険箇所について、グリーンベルトの設置やゾーン 30 の設定など、安心して歩ける道づくりをすすめる。	建設農林課 都市創生課 安心安全課 教育委員会事務局総務課
3	交通安全教室 ※再掲	交通ルール・マナー・交通安全意識の普及をはかるため、幼稚園・保育所・小学校で交通安全教室を実施する。	安全安心課
4	学校安全ボランティアの募集・支援 ※再掲	通学路や学校内外の巡視と防犯指導など、児童生徒を地域ぐるみで見守る学校安全ボランティアの募集を行うとともにその活動支援を行う。	教育委員会事務局総務課
5	公園広場等の維持管理・充実 ※再掲	町管理の公園・広場・史跡（歴史公園）等の維持管理を行うとともに、遊具等の整備を行い、子どもたちが安心して遊ぶことができる場所の提供に努める。	都市創生課 生涯学習課
6	公共施設のバリアフリー化	公共施設整備に際して、スロープの設置や段差をなくすとともに、授乳室やベビーベッドなどの設置に努める。	全課

4 心豊かで元気いっぱいの子どもが育つまち

(1) 就学前教育・保育の充実

幼児期の発達に応じて幼児の生きる力の基礎を育成するため、就学前教育・保育サービスを提供するとともに、特別な支援が必要な幼児への支援の充実をはかります。

また、園児が安全かつ安心して活動できるよう、施設・設備の必要な整備をはかります。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	保育ニーズに対応する教育・保育の場の整備 ※再掲	保育所待機児童を発生させないように、保育人材の確保に努めるとともに、保育ニーズに対応した教育・保育の場の整備をはかる。	子育て支援課
2	医療的ケア児の受け入れ ※再掲	日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）が身近な地域で必要な支援を行っており、町立保育所・幼稚園、小・中学校における医療的ケア児への対応の充実に努める。	教育委員会事務局総務課 子育て支援課
3	障害児受け入れのための体制整備 ※再掲	関係機関と連携し、障害の特性や発達段階などに応じた対応ができるように、教育・保育内容の充実をはかり、子どもが抱える課題や保護者の悩みに寄り添う支援を実施する。また、町内私立園に対しても、受入れの促しと支援を行う。	教育委員会事務局総務課 子育て支援課
4	就学前教育・保育施設の交流（★）	斑鳩町「幼保こ小」連携推進会議を実施し、町立・私立の保育所・幼稚園、認定こども園の保育士・教諭等が、小学校教諭とともに、定期的に意見交換しながら、質の高い就学前教育の提供につなげる。また、小学校への体験入学、就学相談などをとおして、幼稚園・保育所等と小学校の連携を深める。	教育委員会事務局総務課 子育て支援課
5	施設の整備・充実	園児が安全で安心して活動できるよう、幼稚園・保育所の施設の整備を計画的にはかる。	教育委員会事務局総務課 子育て支援課
6	斑鳩町「幼・保・こ・小連携推進プログラム」の推進	小学校進学後の児童が、幼稚園や保育所等の生活から、小学校の生活や学習へ移行の段差を解消するため、幼稚園、保育園、認定こども園と町立小学校が協働し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに子どもの姿を共有し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続をはかる体制を推進する。	教育委員会事務局総務課 子育て支援課

(2) 学校教育の充実

子どもたちが豊かな人間性や社会性を育み、自ら学び、生きる力をつけていけるよう、自然や歴史、文化などにふれる体験学習や、国際化や情報化などの時代背景に対応した取り組みを推進します。

また、悠久の歴史により培われてきた郷土・斑鳩を次代の子どもたちに責任を持って引き継ぐことができるよう、子どもたちが地域に親しみを感じ、郷土愛を育む取り組みをすすめます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	学校施設の整備	児童・生徒が安全で安心して活動ができるよう、計画的に施設の整備をすすめる。また、将来の子どもが輝くよりよい学校教育環境の整備に向け、適正規模・適正配置の検討を行う。	教育委員会事務局総務課
2	少人数学級の編制	基礎学力および基礎的学習・生活習慣の定着をはかるため、小・中学校で国の基準より少人数で学級編制し、必要な講師を配置する。	教育委員会事務局総務課
3	いかるが楽（がく）の推進（★）	郷土学習教材「いかるが楽（がく）」を活用することにより、子どもたちが郷土愛・ふるさとを想う心を育み、斑鳩町に住むことを誇りに思うことができる教育を実施する。	教育委員会事務局総務課
4	総合的な学習の推進	自然や地域、人とのふれあいなどを通して、子どもたちの「生きる力」を育てるため、国際理解・地域学習・情報・環境・福祉・健康・仕事など教科の枠を超えた「総合的な学習」を推進する。	教育委員会事務局総務課
5	斑鳩を身近に感じる学習の実施	法隆寺や藤ノ木古墳などの校外学習の実施、稲作体験やさつまいも堀りなどの体験学習を通して、生まれ育った斑鳩町に愛着を持てる取り組みを推進する。	教育委員会事務局総務課
6	学校図書の実施	図書司書を配置し、司書教諭との連携により、図書室の充実をはかり、児童生徒の読書活動を通して健全な教養の育成をはかる。	教育委員会事務局総務課
7	小中連携教育	町立の3小学校と2中学校が連携し、子どもたちが地域に愛着と誇りを持ちながら心豊かに育つよう貴重な文化遺産を活用して、伝統や文化の尊重、郷土への愛着を育むよう一貫した道徳教育を実施する。また、英会話学習によりコミュニケーション能力の育成と国際理解の向上をはかるとともに、「体験入学」や「ようこそ先輩」など小中交流をすすめ、不登校防止対策や小学校から中学校への円滑な移行をはかる。	教育委員会事務局総務課
8	キャリア学習講演会	町内の事業所等から講師を招き、さまざまな職業について学ぶことで、中学生の勤労観、職業観を育むとともに、将来の進路や生き方について考える機会とする。	教育委員会事務局総務課
9	思春期健康教室	小学生や中学生を対象に、性感染症やたばこに対する正しい知識の指導をとおして、命の大切さや自分の体の健康に対する意識の向上をはかる。また、発達段階に応じた性教育を学校において指導する。	教育委員会事務局総務課 健康対策課

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
10	情報教育の推進	教科等の授業や学習などにコンピュータ等を適切に活用し、児童生徒の情報モラルや情報活用の実践力を養うなど、情報化に対応した人材育成をはかる。また、ＩＣＴ教育、プログラミング教育の推進をはかる。	教育委員会事務局総務課
11	外国語指導助手の配置	外国語指導助手（ＡＬＴ）を雇用し、質の高い語学指導を提供し、国際理解と英語コミュニケーション力の向上をはかる。また、令和２年度の小学校英語の教科化等について、ＡＬＴの充実をはかる。	教育委員会事務局総務課
12	特別支援教育の充実	特別な支援の必要な児童生徒の教育について、障害の状態や特性、発達段階に応じて、よりよい環境を整え、その可能性を最大限に伸ばし、積極的に社会に参加できるよう、指導方法の充実・進路指導の充実、障害のある児童・生徒の理解促進・教育条件の整備充実に努める。	教育委員会事務局総務課
13	学習支援事業（スクールサポート）※再掲	教員ＯＢ等の経験豊かな人材との協働により、その経験を児童生徒の学習支援に生かし、学力、学習意欲の向上をはかる。	教育委員会事務局総務課
14	不登校対策の充実（★）	児童や生徒が抱えている問題や課題を早期に発見することにより、不登校の未然防止と早期の初期対応を行うことを柱とした、アイ・キャッチプロジェクトを推進する。	教育委員会事務局総務課
15	子どもと親のフリースペースくるむの運営（★）	不登校または不登校傾向の児童・生徒に対して、小集団での学習や活動をとおして活動の場や心の居場所を確保する。	教育委員会事務局総務課
16	学校評価制度	教職員、児童生徒、保護者、地域関係者などによる評価者により、学校運営全般について専門的・客観的立場から評価を行う。評価結果は、学校設置者などにフィードバックし、学校運営の質の向上をはかる。	教育委員会事務局総務課

(3) 地域における学びと遊びの機会の充実

地域の中で子どもが適切な遊びや学びを通して、豊かな人間性を育めるよう支援します。

また、多彩なスポーツ・レクリエーション活動を身近にできるよう、さまざまな年代が参加できるスポーツ活動を支援します。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	ホリディ学園	小学校4～6年生を対象に、学校や家庭では体験しにくい体験を通し集団活動や協調性などを学ぶホリディ学園を実施する。	生涯学習課
2	ちびっこホリディ学園(★)	小学校1～3年生を対象に、休日や学校長期休業等における子どもたちの安全・安心な活動拠点や居場所の確保などを目的に、ちびっこホリディ学園を実施する。	生涯学習課
3	町立図書館の充実	子どもを含むあらゆる町民の文化と教養の場となるよう、蔵書資料の充実をはかりながら、魅力ある図書館づくりをすすめる。	生涯学習課
4	電子図書館サービスの充実	地域における学びの機会の充実をはかるため、図書館に来館しなくても、自宅やその他の場所でパソコンやタブレット・スマートフォンを使って図書が見られる電子図書館サービスを充実させ、子育て支援に役立てる。	生涯学習課
5	子ども向けの図書館行事等の充実	就学前の子どもを対象に「図書館ご招待デー」、小学5・6年生を対象に「斑鳩町子ども司書講座」、年齢を問わず楽しめる「えほんのひろば」等を実施する。また、年間を通じ子どもたちの調べ学習に対する支援や団体貸出を行う。	生涯学習課
6	公民館の適切な維持管理	地域住民のふれあいの中心的施設である公民館施設の適切な維持管理を行う。	生涯学習課
7	スポーツ・レクリエーション活動	総合型地域スポーツクラブにおいて、さまざまなスポーツ教室や大会、レクリエーション活動を開催する。	生涯学習課
8	スポーツ施設の整備充実 ※再掲	子どもを含むあらゆる町民の身近なスポーツ拠点として、体育施設の管理運営を行うとともに施設の設備・充実に努め、生涯スポーツの振興をはかる。	生涯学習課
9	公園広場等の維持管理・充実 ※再掲	町管理の公園・広場・史跡(歴史公園)等の維持管理を行うとともに、遊具等の整備を行い、子どもたちが安心して遊ぶことができる場所の提供に努める。	都市創生課 生涯学習課
10	斑鳩町文化財活用センターの活用	「勾玉づくり」や「1日学芸員体験」など、子どもたちが地域の文化財を身近に感じられるよう、小学校4～6年生を対象とした、こども考古学教室を開催する。	生涯学習課
11	環境教室	良好な環境意識の向上を目的に、斑鳩町の次世代を担う小学生とその保護者を対象として、環境教室を開催する。	環境対策課

(4) 青少年の健全育成

子どもたちの「いきる力」や「豊かな心」が育まれるよう、ボランティア活動等の取り組みを支援します。

また、青少年の非行防止のため、青少年の健全育成に向けた環境づくりに努めます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	ヤングケアラーの支援(★) ※再掲	斑鳩町ヤングケアラー支援マニュアル(令和4年12月策定)にもとづき、行政、学校・園が連携して、ヤングケアラーの早期発見と早期支援につとめる。	子育て支援課 健康対策課 教育委員会事務局総務課 福祉課 生涯学習課
2	福祉教育の推進	町内の小学校・中学校・高校におけるボランティア活動等に対して、社会福祉協議会が助成を行い、支援する。	社会福祉協議会
3	青少年の健全育成	青少年問題協議会により、青少年の非行防止のための巡回や啓発、相談事業を実施し、地域ぐるみでの青少年の健全育成に向けた環境づくりをすすめる。	生涯学習課

5 ひとりからみんなへ広がる子育て応援のまち

(1) 子育て支援ネットワークの整備

子育て家庭や子どもの成長を見守り、支えられるよう、関係機関を交えた子育てのためのネットワークづくりに努めます。

また、幼稚園や保育所、小・中学校において、異年齢児の交流をはかるとともに、地域の高齢者等との交流を促進します。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	こども家庭センター(★) ※再掲	子育て世代包括支援センター(母子保健)と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)が一体化して令和6年4月に開設した「斑鳩町こども家庭センター」において、保健師・助産師・保育士・公認心理師等の専門職が、子どもや保護者の家庭に関する悩みを聴き、面接や電話、訪問等で継続的に支援する。また、総合的な支援を通じて、児童虐待の防止につなげる。	健康対策課 子育て支援課
2	ファミリー・サポート・センター事業(★) ※再掲	育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人を結ぶ「ファミリー・サポート・センター」事業を実施し、地域による助け合いで各家庭での子育てを支援する。	子育て支援課
3	異年齢児交流	未就園児・幼稚園児・保育所児・小・中学生等とさまざまな機会をとらえて、異年齢児との交流をはかる。	教育委員会事務局総務課 子育て支援課
4	子どもと地域住民との交流支援	学校・園における地域住民との交流を促進する。子ども遊びフェスタの実施を支援するなど、子どもと地域住民との交流をすすめる。	教育委員会事務局総務課 子育て支援課 生涯学習課

(2) 身近な地域活動やコミュニティ活動の促進

住民相互の結びつきと支え合いによる信頼と安心の地域コミュニティを支えるさまざまな地域活動への支援に努めます。

また、住民相互の交流を促進するため、地域公共交通の充実など、外出支援に努めます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	民生・児童委員研修会	子育てに関する講演会や児童施設の見学研修などを通して、地域における児童の健全育成にかかわる委員の資質向上をはかる。	社会福祉協議会
2	小地域福祉会の組織化支援と活動支援	子どもも高齢者も元気に明るく過ごせる、あたたかな見守りのある地域づくりのため、小地域福祉会の組織化と活動の支援を行う。	社会福祉協議会
3	子ども食堂への支援(★) ※再掲	民間の子ども食堂と連携・協力することにより、地域における子どもの居場所づくりを支援する。	子育て支援課
4	マタニティ・子育てタクシー利用料金の助成(★) ※再掲	妊娠中の母体の保護と精神的・経済的な負担の軽減をはかるため、対象者の外出に際するタクシー料金の一部を助成する。令和6年度から、対象年齢、助成額を拡大している。	子育て支援課
5	地域公共交通の充実	子育て世代の外出支援など、住民相互の交流を促進するため、コミュニティバスなどの地域公共交通の充実をはかる。	都市創生課

(3) サークル活動や団体活動の育成

住民と行政がよきパートナーとして協働のまちづくりをすすめ、子育てを支える人づくりやボランティア活動やサークル活動の支援に努めます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	ボランティア育成と活動支援	子どもたちが健やかに安全に育つための支援をするボランティアの育成・支援を行う。	社会福祉協議会
2	住民活動の支援	住民と行政の協働のまちづくりの観点から、子育てに関する住民活動の周知や参加者・スタッフ募集等の情報発信および住民活動団体どうしの協働や、住民と行政との協働の橋渡しをする。	政策財政課
3	子育てサポートクラブの支援	つどいの広場の運営など、地域の子育て支援に活躍する子育てサポートクラブの活動を支援するとともに、サポーターの養成に努める。	子育て支援課

(4) 子育て支援事業等の周知・広報

子育て支援事業を広く周知するとともに、子どもの人権に関する啓発に努めます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	S N S やインターネットによる 情報発信の充実	子育てに関する情報を、S N S やコミュニケーションアプリを活用して発信するよう努める。 また、町ホームページの充実をはかり、町の子育て支援情報を効果的かつわかりやすく伝えるよう努める。	子育て支援課 教育委員会事務局総務課 生涯学習課 総務課
2	子育て応援ブックの発行と配布	官民協働により子育て情報を一元化した「子育てハンドブック」を作成し、地域子育て支援センターを中心に、子育て世帯や転入検討者に対して配布する。また、電子版を町ホームページにおいて提供する。	子育て支援課 健康対策課 教育委員会事務局総務課 生涯学習課 国保医療課
3	教育・保育サービスの総合的な 情報提供	幼稚園や保育所などを保護者が選択しやすいよう、教育・保育サービスの保育体制等について総合的な情報提供に努める。	子育て支援課 教育委員会事務局総務課
4	子どもの人権に関する啓発 ※再掲	人権セミナー等により、子どもを権利を持った一人の人間として尊重するための啓発活動に努める。	生涯学習課 住民課

(5) 庁内体制の強化

子育て応援のまちづくりを推進するため、行政部局間の連携を強化し、各行政分野を超えて施策の立案と推進に努めます。

番号	事業名	内容・方針	所管課 主な関係機関
1	庁内体制の強化	子育て応援のまちづくりを推進するため、行政部局間の連携を強化し、各行政分野を超えて施策の立案と推進に努める。	全課

1 計画の推進、点検・評価について

本計画を住民とともに、町をあげて推進していくために、住民をはじめ家庭や地域、関係機関等と行政が一体となって取り組んでいきます。

また住民一人ひとりが、それぞれの立場で子育て支援を行い、子育て環境の充実した地域社会づくりができるように努めていきます。

(1) 住民と協働の推進体制

①行政の役割

- 本計画の内容を広く住民に知らせる。
- 家庭、民間事業所、地域等が整合性のとれた支援を提供できるよう調整し、各種施策を最大の効果が得られるよう創意工夫を凝らして総合的、計画的に推進する。
- 家庭や地域では果たせない役割を行政が補い、地域づくりにおいて中心的な役割を果たす。

②住民の役割

- 地域の子育て支援に関心を持ち、まちづくりの主体としての意識を高める。
- ボランティア等の活動に参加して、地域の子育て支援に貢献する。

③NPO等住民活動団体の役割

- 活動情報を発信して、賛同する住民に活動の場を提供する。
- 専門的知識や情報を活用して、住民ニーズに応える社会サービスの担い手になる。

④事業者の役割

- 地域の教育・保育サービスや地域子育て支援事業の充実に積極的に貢献する。
- 事業者の持つ先進・専門的な情報やノウハウを活用して、地域の子育て支援の活動に取り組む。

(2) 計画の管理・評価

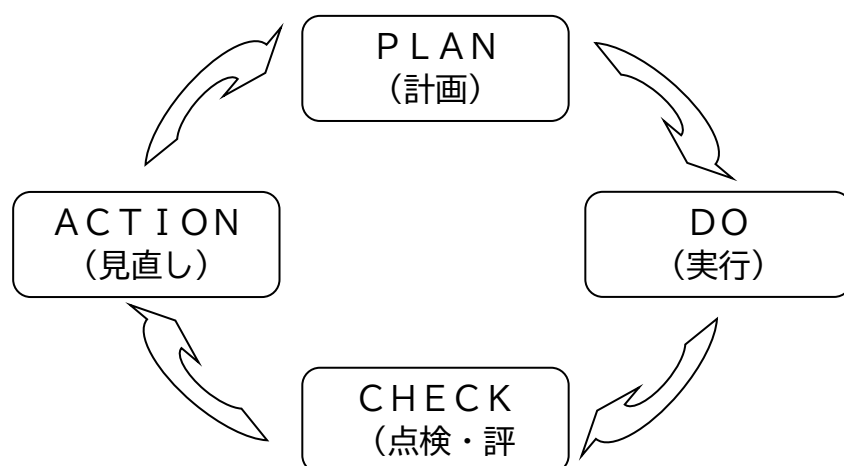
各年度において、本計画に基づく施策の実施状況について、「斑鳩町子ども・子育て会議」において点検・評価し、これに基づき対策を実施します。

なお、本計画における事業の内容・方針は、住民ニーズの変化、社会・経済情勢の変化や国の動向等に対応し、必要に応じて見直しを行います。

住民ニーズの変化、社会・経済情勢の変化や国の動向等に適格かつ柔軟に対応するために、本計画の進行管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方に基づいて行います。

PDCAサイクルとは、個々の事業ごとにPLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（点検・評価）→ACTION（見直し）の4段階を回り、現状を把握し、見直した後、再度PLANに戻るサイクルです。こうして具体的事業の改善点を把握し、新たなサイクルを回して事業の継続的な改善をはかることを年度ごとに繰り返し、計画を進行管理しながら、施策全体の改善および向上へとつなげていきます。

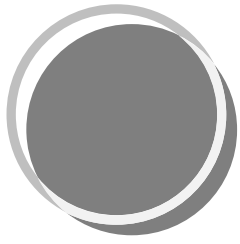
◆PDCAサイクルによる事業推進



(3) 計画の公表

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域全体、社会全体で子育てを支援する体制づくりにむけて、行政だけでなく、住民をはじめ家庭や地域、関係機関等それぞれの立場における取り組みを示すものです。

そのため、住民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、取り組みを実践していけるよう、ホームページ等を活用し、本計画の内容を公表し、住民への周知徹底をはかります。



参考資料

1 斑鳩町子ども・子育て会議設置条例

(平成 25 年条例第 18 号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、子ども・子育て支援に係る施策に関する事項を審議するため、斑鳩町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に規定する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員 10 人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき、町長が委嘱する委員をもつて組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 会議に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めた場合は、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、住民生活部子育て支援課が所掌する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

2 斑鳩町子ども・子育て会議委員名簿

任期（令和6年4月1日～令和8年3月31日）

区分	氏名	所属・役職名
子どもの保護者	鳥井 美由佳	保育園保護者会
	富井 孝則	斑鳩町PTA協議会（小・中学校保護者）
	栗原 茉紀	斑鳩町PTA協議会（幼稚園保護者）
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	丹治 浩子	社会福祉法人和光会 斑鳩黎明保育園
	上田 尚史	学校法人斑鳩学苑 法隆寺幼稚園
	長谷川 睦美	社会福祉法人檸檬会 レイモンド斑鳩こども園
子ども・子育て支援に関し 学識経験のある者	三木 美香	畿央大学 准教授
その他町長が必要と 認める者	福和 久巳子	斑鳩町民生児童委員協議会 主任児童委員
	富井 祐子	子育てサポートクラブ「ゆりかご」会長
	藤嶋 幸子	斑鳩町青少年問題協議会

3 計画の策定経過

日程	会議の名称等	主な内容
平成6年1月16日	令和5年度 斑鳩町子ども・子育て会議	・斑鳩町子ども・子育て支援事業計画（進捗状況）について ・第3期 斑鳩町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（アンケート）について
平成6年1月30日 ～2月29日	斑鳩町子ども・子育て支援事業計画のための子育て支援に関するニーズ調査を実施	・調査対象 ・就学前：町内にお住まいの0歳から5歳までの子どもがいる世帯 700 世帯 ・小学生：町内にお住いの小学生の子どもがいる世帯 700 世帯 ・回収状況 ・有効回収数：就学前児童 353 件 小学生 346 件 ・有効回収率：就学前児童 50.4% 小学生 49.4%
令和6年7月11日	令和6年度 斑鳩町子ども・子育て会議 (第1回)	・斑鳩町子ども・子育て支援事業計画の概要について ・第2期斑鳩町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・第3期斑鳩町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査の結果について ・第3期斑鳩町子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
令和6年7月23日	子育てタウンミーティング (子ども向け①)	・親子料理教室の参加者と町長が交流し子どもの意見を聴取 ・参加者 小学生と親子9組
令和6年8月26日	子育てタウンミーティング (子ども向け②)	・キッズトントンの参加者と町長が交流し、子どもの意見を聴取 ・参加者 2歳～5歳児と親子12組
令和6年9月28日	子育てタウンミーティング	・子育てに関心のある住民と町長が意見交換 ・参加者 22人（公募）
令和6年11月11日	令和6年度 斑鳩町子ども・子育て会議 (第2回)	・子育てタウンミーティングの実施報告について ・第3期斑鳩町子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和6年12月16日 ～令和7年1月17日	パブリックコメント	・第3期斑鳩町子ども・子育て支援事業計画（案）に対する意見募集
令和7年2月6日	令和6年度 斑鳩町子ども・子育て会議 (第3回)	・第3期斑鳩町子ども・子育て支援事業計画（案）の最終確認

第3期 斑鳩町子ども・子育て支援事業計画
(令和7年度～11年度)

発行年月：令和7年3月

発 行：斑鳩町住民生活部子育て支援課

〒636-0142

奈良県生駒郡斑鳩町小吉田1丁目12番35号

Tel 0745-75-1152 Fax 0745-75-1153